

第3回三重県公共事業再評価審査委員会議事録

1 日 時 平成13年8月24日(金) 午前10時～16時40分

2 場 所 グランパールあさあけ2階第1ホール

3 出席者

(1) 委 員

渡辺委員長、木本副委員長、大森委員、速水委員、福島委員、

(2) 事務局

県土整備部長、公共事業推進審議監、公共事業推進課長、港湾課長、道路整備課長
下水道課長、まちづくり推進課長 他

農林水産商工部次長、農山漁村振興課長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業推進審議監)

定刻となりましたので、ただ今より第2回三重県公共事業再評価審査委員会を開催させていただきます。

本日は7名の委員中、5名の委員の方に出席を賜り、三重県公共事業再評価審査委員会条例第6条の2に基き、本委員会が成立する事を報告いたします。

それでは、議事次第に従いまして審議について渡辺委員長よりしくお願いします。

(委員長)

それでは、再評価対象事業の審議に入りたいと思います。まず、本日の議事の進行について事務局から説明をお願いします。

(公共事業推進課)

本日課長が所用で休んでおりますので、私、公共事業推進課副参事の水谷ですが、本日の議事の進行につきましてご説明いたします。

お手元の資料の三重県公共事業再評価審査委員会資料(赤いインデックスをつけたもの)の3ページ、資料10の平成13年度三重県公共事業再評価箇所一覧表をご覧ください。

このうち、本日は、資料で を付けた箇所、第2回委員会で事業説明を行いました海岸事業の3箇所、道路事業の2箇所、農道整備事業の3箇所につきましてご審議をいただき、意見の集約を図っていただきたいと思いますと考えております。

その後、資料の4ページで を付けた箇所、市町村事業のうち下水道事業の2箇所、土地区画整理事業の1箇所、都市公園事業の3箇所につきましてご説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

なお、各市町村からは本委員会での審議について依頼状が届いておりますので、審議についてよろしくお願い致します。

(委員長)

ただ今、事務局から本日の進行につきまして説明を受けましたが、これにつきまして何かご意見・ご質問はありませんか。特にないようですので、早速再評価対象事業の審議に入ります。

まず、長島港中ノ島地区海岸高潮対策事業、木本港海岸高潮対策事業、千代崎港山中地区海岸侵食対策事業の海岸事業3箇所につきまして審議を行います。第2回委員会で質疑を行いました。各委員から多くの質問が出されました。この点につきまして、事務局からの補足説明をお願いします。

(港湾課)

それでは、前回の海岸事業の説明に関して出されました質問等について再度説明させていただきます。

まず、海岸保全施設の事業化の考え方について述べさせていただきます。防護対象となる不特定多数の財産があり、海岸保全施設が未整備な地区で新たな施設の整備を行う必要がある場合は、最優先して整備を行うわけですが、このような箇所は大部分が伊勢湾台風後の昭和30年代に整備を終えております。

それ以降の整備は、既存施設の改築や線の防護方式から面的防護方式への再整備などを行ってきたのでありますが、このような海岸保全施設の改築や補強の事業化については、これまで明確な判断基準はございませんでした。

しいて言えばこのフロー図に示しますように、地元から改築の要望があった施設について、老朽化の状況を調査し、対策が必要と判断した施設につきまして、さらに耐震性について検討し、最終的に補修とするか全面的な改築とするかを判断し事業化してきました。

既存施設の老朽化についてでございますが、老朽化による施設の機能低下については、コンクリートのクラックの多寡、施設自体の沈下、堤体の空洞化、堤体からの漏水の有無等により判断しています。

この施設の機能低下は、基礎地盤が軟弱かどうか、作用する波浪が湾内波か外洋波か、海浜が侵食傾向になっているか等、種々の要因でその進捗度合いは異なります。

一方、既存施設の耐震性についてですが、地震時の液状化については土質調査を行えば判定は可能ですが、施設自体の安定性については構造形式が明確でないと判断出来ません。

本来、台帳等により図面等を整理しておけば構造形式は明確なのですが、大部分の施設が昭和30年代に一気に整備されたこと等から、この時期に整備された施設の図面等の資料はほとんど残されておりません。

海岸保全施設の耐震性に関しては、昭和47年に改訂された海岸保全施設築造基準で初めて考え方が示されました。このため、昭和48年以降に整備された施設は、改訂された築造基準に基づき設計されていると想定されますので、耐震性は確保されていると考えています。この昭和48年以降現在までに整備された地区は港湾課所管で134地区でございます。

次に、今後の海岸整備をどのような方針で進めていくのかと言うようなご指摘も前回ございました。これにつきまして、今後の事業課としての考え方の説明をさせていただきます。

近年の公共事業に対する透明性確保や事業の効率化への対応、さらには本県での公共事業評価システムの構築等の動向を踏まえ、海岸整備においても今後10ヶ年間に整備すべき地区海岸について、整備計画や整備時期を含め県民に公表して明かにすることを目的とした海岸整備アクションプログラムの策定を進めているところでございます。

このアクションプログラムでは、防護面の平面図に集約して表示しておりますように、施設のクラック、空洞化、沈下、漏水の多寡、それから海浜の侵食の状況、防護対象の状況等の安全面での各種項目を調査して表現しております。また、環境面での平面図で表示しておりますように、海岸部の動植物の状況や各種の法規制の状況など、自然環境に関する情報も調査をしております。さらに利用面での図面に表示しておりますように、漁業活動、レクリエーション活動、それから土地利用計画の状況等の情報などと、防護に加えまして環境利用面の状況も調査をしております。このような調査結果を基にしまして、こちらのフロー図にございますように、公共事業評価システムの考え方を取り入れまして、背後の防護対象の状況やB/C等、防護の面から客観的に整備の必要箇所を評価しまして、当面10カ年間で優先して整備すべき地区海岸を抽出をしていきたいと言うふうに考えております。この抽出した地区海岸におきまして、さらに現況の自然環境や利用の状況に配

慮した整備計画とすべく、現在作業を進めているところでございます。今後は、このような明確化した手法を基にしまして、各委員の先生方からご指摘、ご提言のあったことも十分念頭におきまして、事業を進めていきたいというふうに考えております。なお、前回の委員会でご指摘のあった老朽化した箇所でございますが、このアクションプログラムの中で現在把握しておりますのは、港湾課所管の地区海岸数215地区の内、111地区を最低ランクと言うふうに評価をしております。また、平成7年の阪神淡路大震災を受け、策定されたマニュアルに基づきまして、海岸堤防等の緊急耐震点検調査を行った結果でございますが、先程述べましたように大部分の施設が、資料不足の面もございまして、判定が難しいと言う状況でございますが、19地区が何らかの対策が必要であるとの結果が出ております。まあこの内、老朽化の最低ランクと重複しておりますのが13地区でございます。現在の港湾課所管の事業の状況と言いますか、規模でございますが、平成13年度の海岸予算の規模につきましては、施設の改築費が県単独費で約11億円でございます。それから、補助事業費で約42億円となっております、合計で53億円規模で事業を行っております。事業箇所につきましては、50カ所程度と言うことでございます。一方施設の補修・修繕費につきましては、県単独費で約2億9千万円、補助事業が事業費で約4千万円の予算によりまして、現在38カ所で、施設の補修・修繕を行う予定にしております。特に県単独の補修・修繕費につきましては、非常に予算全体が厳しい訳でございますが、その中でも補修につきましては、何とか対前年度並の事業費でもって対応していこうと言うことで現在進めております。今、ご説明させて頂きましたように港湾課所管の海岸事業につきまして、事業費の規模が限られていると言うことございまして、改築だけで対応する場合には、年平均で数カ所程度しかなかなか完成させることが出来ませんので、今後非常に多くの箇所の地区海岸を全面的に改築で対応すると言うのには、非常に無理があるかと考えております。このために、今後は改築箇所と補修・修繕箇所の判断区分をより明確化しまして、最小の予算で最大の効果が発揮出来るよう、十分検討して事業を進めていきたいというふうに考えております。

それでは、長島港海岸についてでございますが、前回説明が十分でなかった点を中心に再度ご説明させて頂きます。事業の経過でございますが、長島港海岸は今回の再評価の対象である中ノ島地区の他に、いずれも施設の老朽化が進んでおりまして、江ノ浦地区につきましては、現在事業中でございます。また、呼崎名倉地区につきましては、平成10年度に堤防や離岸堤による改築を終えている状況でございます。当中ノ島地区の事業化までの経緯につきましては、先程全般的な話をさせて頂きましたように、他地区と同様、老朽化に対する対策と言うことで、地元から非常に強い要望がございます。そう言った中で、状況を調査して施設全体が老朽化してきておると言う判断もしている訳でございますが、また整備時期も非常に古いということから、耐震性はないと言う判断をしております。この中ノ島地区につきましては、他地区より着手が遅れている訳でございますけれども、他地区より着手が遅れて着手し、事業化をすることとした訳でございます。

次に計画断面決定までの流れでございますが、このフロー図で示しておりますように、対策工法を検討する中で、現位置での補修とするか、全面的な改築とするかの検討を行いまして、全面的に改築するとした場合には、更に断面の比較検討をし決定をしております。現位置での補修についてでございますけれども、既存施設の改築や補修を行う場合には、既存施設の機能を維持しながら整備をすることが大前提でございますので、既存施設をそのまま生かしますと、この図のように胸壁下部の地盤改良や基礎部の補強が必要となります。青の部分が補強を想定した場合に必要な箇所と言うことでございます。しかし、胸壁を残しながら地盤改良をするには、施工上非常に困難で、工費的にも高くつくということと、また基礎部の補強工事の影響で、元の堤体が崩落する可能性もございます。このような比較検討は、工事費を算定してまでの比較は行っておりませんが、明らかに工費が高く現実的でないということから、前出し工法が有利であるというふうに判断をしております。

次に前出しによる全面改築工法についての比較検討でございますが、この図に示しますようにいろんな形態の比較検討を行い、経済性や水面の利用状況、こう言ったことを総合的に判断しまして、実際に施工する断面を決定しております。

次に千代崎港海岸についてのご説明に移らして頂きます。千代崎港海岸の事業区間を延伸した理由と全体事業についてでございます。まず、事業区間の延伸につきまして、当初から全体の防護対象区間は山中地区1500mのうち、1240mでございます。当海岸は侵食が進んでいることから、侵食対策工法として一般的で経済的な離岸堤による防護方式を採用いたしました。全国の離岸堤の設置結果等を参考に取りまとめられました離岸堤計画の手引きを参考にしまして、海岸前面で行われております海苔養殖漁業との共存も考慮しまして、当初は離岸距離が120mから160m、堤体延長が120m、開口部が30mの離岸堤を全体で8基設置することを想定しておりました。その後、事業化するために漁業者の方との調整をいたしましたところ、この附近の水面全体に離岸堤を設置すれば、水質の悪化が懸念されるという理由で難色が示されました。それと、当時港湾課の5カ年計画予算枠も十分でない状況にあったということもございまして、全体7基として事業をスタートしております。整備の順番としまして、この地区の海浜は中央部が最も侵食をされている状況でありまして、まず、離岸堤の整備を中央部を最初とし、順次両側へ広げていくことといたしました。この為、北側を最後と言うふうに考えてございまして、この1基を除いた7基を全体計画として、当初考えて設定をしておりました。その後、整備も順調に進みまして、漁業従事者の方の高齢化と言うようなこともあり、海苔養殖の範囲も減ってきているという状況もございまして、こういった中で改めてと言いますか、いろいろ調整を図る中で、この海面全体に離岸堤を設置することについて理解が得られましたので、今回の再評価を機に当初から必要と考えておりました、防護対象区間全体に離岸堤を配置する8基の計画として、提案させて頂きました。一方、事業費の変動についてでございますが、当初の全体事業費19億円と言いますが、事業採択された時点で図に示しますような、この図の上のほうの断面でございますが、こういった断面を想定しまして、7基で19億円、1基当たり直しますと約2億7千万円と見込んでおりました。その後、事業着手にあたりまして、事業実施の為の詳細な検討を行いましたところ、伊勢湾のような非常に細かい砂地盤上に離岸堤を設置する場合には、堤体の法先部が洗掘をされて破壊されることが多いと言うことで、当時運輸省のほうからの助言もありまして、図に示しますようなグラベルマットや小段を追加した断面に変更しております。このため、7基で22億円、1基当たり直しますと約3億1千万円の事業費が必要となっております。単価アップ的な要素もありと言うことで、前回非常に抽象的なご説明をした訳ですが、当時の状況を整理しますと、大きな要因と言いますか、事業費の増加の要因としまして、こういったグラベルマットや小段を追加した断面によりまして増加が原因であると言うことで整理をいたしております。これによりまして、事業区間を延伸したことによる増加分、これを含めると全体事業費が7基分の22億円、プラス1基分の約3億円と言うことで、全体事業費は約25億円となる言うことで、この再評価の時点で過去に消化している事業費も含めた形になりますが、全体事業費の見直しをしたと言うことでございます。以上、種々前回ご指摘して頂いたことを中心に説明をさせて頂きましたが、再度ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

(委員長)

はい、どうも、詳細に渡って、3点についてご説明を追加をして頂きました。最初は、海岸整備事業の全体的なトータルな考え方が示されたと、昭和47年に整備基準が出来て、その後それに基づいてアクションプログラムを現在作成中である。耐震だとか老朽化についての調査によって、事業対策箇所というのをもずっと洗い出して、そう言うことについてプログラムが作成され、それに従って海岸事業が整備されたと言うようなお話です。それから長島港と千代崎地区についての追加説明とそう言うことでございました。はい、何か委員の皆さんから、どうぞ。

(福島委員)

はい、説明ありがとうございました。私の前回の質問の中で、多少記憶に残っている分をもう一度お聞きしたいと思っております。最初長島港のほうで、前の施設が老朽化してい

るので、今度前出しをなさるといふ説明がありました。常々、防災関係については、B / Cの算定がとても高い数値になっておりまして、それが本当に正当でいいのかなという考えをしている訳なんです。今回は、その前の既存設備のほうの防災効果をもう算定しないで、新しいものだけでB / Cを算定してらっしゃいますよね。本当は、実際には今の既存の設備の方も防災効果がある訳ですから、その今の防災効果のほうを現在造ろうとしているB / Cから本当は引くのが正当ではないかなと考えていますが、それについてはどう考えましょうか。

(港灣課長)

今、私共で出しておりますそのB / Cの算定の手法がですね、現在既存の施設、これが今以上にこのまま老朽化が進んで、非常に機能が低下、機能がなくなってしまうという状況を想定して、算定ということにしております。そういった手法で出しております、こういった結果になっている訳でございます。

(福島委員)

他の委員さん、どうでしょう。今現在の防波堤は、一応効果を持っている訳ですから、それを全然全くゼロと考えて、B / Cを算定するのが、本当に正しい方法なんか、どうなんでしょうか。新たに造るといふ訳ではないので、ゼロの所からこのB / Cを算定といふのは、ここで別にその造るのがどうのこうのといふのを私は言うつもりは元々本当はないのですけども、例えばその優先順位を決めていくのに、B / Cの数値が大事になって参りますよね。そう言う時にそう言う最初に作った算定基準がちょっとした過ちがあると、優先順位に間違いが起こってくることもあるので、それは結構重要なことではないのかなといふふうに考えておりますが。

(速水員)

僕も、長島港で質問させて頂いたんですが、ちょっとニュアンスは違うのかも知れませんが、やっぱりその既存の堤防、僕もああいう堤防に囲まれた町に住んでおりまして、今ある堤防のありがたみといふのは、ないより、ゼロから増えた訳ですから、大変大きな安心感を持ちながら住んでいる。あちらこちらで改修が始まっているのを見ますと、先程ご説明、当初の全体のアクションプログラムの中身も含めてご説明頂きましたように、ともかくやんなきゃいけない所は多い訳ですよ。それを全部いつまでにやっていくかといふふうな考え方を持っていかなければいけないと思うのですけども、いかにして平均レベルを上げていくかといふふうな考え方と、いかにして完璧を期していくかといふ考え方を整理をしないともう駄目なんだろうと思うのですね。完璧を期した全ての堤防改築、海岸改築が出来るかどうかといふ時代ではないといふふうに思う。かなり思い切ったその考え方とっていかないと、永遠にその終わらないと。終わったところで次にまた、老朽化が始まっていくといふふうな形で、もちろんそう言うことであっても構わないのかもしれませんが、何と言っても三重県の場合長い海岸線の中で、伊勢湾以降急速に堤防を、海岸事業を拡大した過程の中で、今、いろんな形で問題が出てきているといふ場合に、でも金もないといふふうな形の中で、今言われているのはB / Cのベネフィットの部分で今ある状態をどう評価していくかと、すごく大事だと思うのですね。そこで老朽化での判断といふのがあって、ステップ・バイ・ステップみたいな、完全にその老朽化だけ考えるのか、あるいはその堤防自体の防ぐ効力といふか当初の計画自体がやっぱり今の時代に合っていない、市街地が増えていったとか、そう言う問題の場合は逆に新しく造っていかなくちゃいけないですし、逆に市街地は固定化したままなんだけど、ただ老朽化していく部分と、全然評価、多分重要性が違ってくると思うんですよ。堤防が、ここは今まで考えていた以上にもっと長くしなくちゃいけないとか、高くしなくちゃいけないとかいふのと、高さも同じ守るべき面積も同じ、しかし老朽化したといふ部分と全然違うはずなんです。そう言った意味では、今先生がおっしゃられたようなB / CのBの部分で今までの部分も引き算すべきかどうかいふのは、僕はちょっと難しいところだなと思うのですけども、だけどそこを十分検討課

題に入れておかないと、今の海岸事業をやっていかなきゃいけないと言う量の部分を、そういう考え方に考え直さないと、海岸事業、多分いつまで経っても大変な事業で、三重県が負担も何か永遠にその海岸事業で苦しんでいくと言うふうなことになると思うんです。前も、今日、ご説明あった例えば木本港、七里御浜全体に関しましても、500m、600mで約60億ですよ。七里御浜、七里と言うならば21キロですか。かけりゃあですね、2千何百億ずっと離岸堤していくかと言う話になる訳です。その辺も含めて、もう少し今あるものの成果と言うのは、今先生おっしゃられた考え方と言うのは、絶対入れておかないと多分海岸事業と言うのは、根底から認められなくなると言うか、評価されなくなると言った時代にきているような気がします。あまりにもやんなきゃいけない所が多すぎて、そのコストがものすごく掛かってくるような。特にこういう離岸堤なんか始まったですね、すごいコストですからね、大変な問題だと思うんですね。海岸事業に関しては、大きな問題だと思うんですね。

(委員長)

他の委員の人はどうですか、難しいですけどね。

(木本委員)

工事の面から言うと旧堤も、腹付けと言いますか、確か青く塗ってあったはずですね。と言うことは、それが今おっしゃった質問にもかなり関わってくるんじゃないか。あれを全部崩して新堤を造るならば、いわゆる新しいものをカウントでいいと思うんですけれども、旧堤をいじっているとなると、今福島委員もおっしゃったように何かそこは、考えなきゃいかんじゃないかなと私はそんな気がするんですけど。

(港湾課長)

よろしいでしょうか。旧堤で今青く塗ってある部分でございますけども、これはその補修、補強で既存施設の補修・補強を想定した場合に、こういった青の部分の対策があると言うことで、ちょっと想定をさして頂いて書かせて頂いたんですけども。

(木本委員)

そうですね、ごめんなさい誤解してました。じゃあ、案はもう考えなくていいですね。(はい、現在。)わかりました、ごめんなさい、私の誤解です。

(港湾課長)

よろしいでしょうか。先生方から先程来ご指摘のある件でございますけども、先程ご説明しましたように、今後、海岸整備のアクションプログラムと言うことで、体系的にもっと突き詰めて整理をして、いろんな面で整理していきたいと言うふうには考えています。特にその中で今後10カ年なり、こう整備していく場合の優先順位の付け方と言いますか、そう言ったことにも非常に今ご指摘のあった件が関わってくることでございますので、現在は統一化された手法でもって、便宜上このような形ではじいている訳でございますけども、十分今ご指摘あったことを踏まえて、今後どう言う形での海岸整備の優先度を整理していくか、或いはどういう形での計画を設定していくかと言うことを更に真剣に考えていきたいと言うふうには考えております。

(速水委員)

じゃあ、1つですね、やっぱりさっきのこの図面もそうなんですけども、とにかく三重県と言うのは、堤防としては存在する訳ですよ。ある意味では、かなり完璧に存在すると言うふうに理解しているんです。その旧堤と言うものの構造がですね、一体どうなっているんだと、それを少し金をかけて調査をして頂いて、そしてその旧堤を生かしながら、いかに安くその整備が出来るのか、或いは本当にもうその旧堤が先程出てきた流れの図のように、これはもうどうしようもないと、これはもうクズだと言うふうなものであれば、当初

の設計ももう完全に間違っていたと、その土壌ももう間違っていたと言うふうなだったら、もう根本的に改築をすると言うふうなけじめをつけられるようなデータ取りと言うものをもっと少し真剣にやられて、そして旧堤の安全度は一体どうなんだと言うデータをしっかり押さえると言うぐらいのところに、思い切ってまず金をかけて頂いて、そしてそれをアクションプログラムの1つの大きなメニューにされないと、今のままのアクションプログラムでは、多分三重県のその堤防、海岸事業と言うのはやっぱり理解を得られない。いつまで経ったっても直らない。じゃあ、旧堤のデータは完全にはない。これじゃあ、やっぱりおかしいですよ。今の技術だったらわかるんだから、と言う考え方でやっていかないと、多分今の時代には、僕はこの海岸事業と言うものは合わなくなっていると思う。僕自身がそんな所に住んで、もう目の前で堤防を見ながらそう思うんで、多分地域の人達と言うのは間違いなくそう思っているんだろう、その堤防をどう生かすかと言うふうなことをみんな思うと思いますよ。その辺を1つ十分検討して頂きたいなと言うふうに思います。

(委員長)

先程の一番前段で、全体的な考え方を説明して頂いた中で、この改築とそれから補修で済まず部分と分けてられていますよね。その辺のところは今の速水委員のお尋ねと言うか、疑問点に対して、答え、ある程度答えられる準備はあるはずだと思うんですけど、その辺をちょっと。

(港湾課長)

今お話ございましたように、改築と補修と言う形で、私のほうも出来る限りですね、既存施設の状況をつかんで、何とか補修で対応出来るところは補修での対応、或いはここは改築での対応と言うことで仕分けをして、現在、実際に事業はやっている訳でございますけども、ただもう一つの要因としまして、どうしてもその背後地の状況と言いますか、今回も台風がございましたですけども、地元の方の非常に不安とか、そう言ったこと、そう言った社会的要素と言いますか、そう言ったことも非常にこう大きく関わってくるという中で、補修の度合い、老朽化の度合い、これが一番重要なポイントなんですけども、その他の要因としまして、住民の安心度の向上と言いますか、そう言ったことも考えながら、現在事業をやっている状況である訳なんです。先程来お話のありますように、更にその辺をどんなふうな形で今後のプログラムの中で、優先度に反映していくかの手法につきましてまた、いろんな形でご指導を頂きながら進めていきたいと言うふうには考えております。

(福島委員)

話題を千代崎のほうに移してもよろしいでしょうか。千代崎のほう、私前回説明をお願いした所なんですけど、今回1基増えた理由と言うことで、海苔養殖の人数もかなり減ってきていて、それに対して反対がなくなってきたと言うお答えがあったんですが、防災と環境と言うのは、今本当に真っ向から、もうちょっと対立しかかっていると言うか、非常に矛盾と言うか、お互いがどういうふうにもうまく縫合し合っていくとか言うのが、一番大きな問題になっていると思うんです。ここで、海苔養殖の方がそう言うふうにおっしゃっているから、1基防災の為に増やしましょうと言うふうな説明ではなくて、本当は実際はご自分達でも調べられて、環境的に考えた時に、ここでこの1基増やすことが本当に防災上で、環境よりも防災の為に1基必要なんですと言うふうな、そう言うふうな説明が本当は欲しかったなと言うふうに思いました。

(港湾課長)

はい、すみません。今おっしゃった通りでございます。ちょっと私の説明不足もございましたが、特に背後につきましては非常に人家等が連亘した地域であると言うことで、しかも非常に人口なり、守るべき財産の集積が非常に高いと言う地域でございます。それが背後についてずっと一連の地区として、連亘していると言う状況の中で、本来的にやはり一連の海岸保全施設で一体的な防護をしていく区間であると言うふうに考えております。

して、そう言った面でどうしてもやはり一連の8基の離岸堤が必要なんだと言うふうな考え方をしておりますので、少し説明、その辺の説明の不足のところがございました。

(福島委員)

例えば環境の面から考えた時には、こういう1基ない事によってこういう効果があるのか、そう言うふうな環境の関係部と折衝を行って、そして本当に1基必要なのかどうかと言うような結論を出すと言うようなことは、これからなされないんでしょうか。

(港湾課長)

事業計画をするに当たりまして、特に防護と言うのが特に大きな使命でございますので、まずは防護を考えた計画を検討すると。ただ、そう言った中で、やはり環境にも十分配慮すべき時代と言いますか、当然環境に配慮すべきことがございますので、できるだけ環境と調和したような整備を心がけていくということで、特に海岸法が12年度に改正されて、これまでは防護と言う面が非常に強く打ち出されていたんですけども、それに加えて環境とか利用とか言った面のやはり位置づけが、海岸法の中でも明確に位置づけをされてきております。そう言った中で防護と環境或いは利用と調和のとれた整備を考えていくと、言うふうに私共思っております。

(福島委員)

是非ですね、そう言う部を越えた折衝を行って頂いたて、良い方法を探して頂きたいと思います。

(木本委員)

今、千代崎の話になったので、ちょっと千代崎の小さな話で申し訳ないのですが。当初から8基予定していたと言うんですけども、ちょっと僕の考えたのは、計画変更と言うのは、当初計画を変更したと言う意味であって、この変更と言うのは当初計画に追加したと取るんですけども私の場合。当初から8基だったとおっしゃるんですけど、じゃあ変更する必要はなかったんじゃないかなと言う。

(港湾課長)

実は、初め海岸整備のこの地区の構想としては、先程も申しましたように背後の状況からしてどうしても8基整備をしていきたいと考えておりました。ただ、具体的な事業計画を立てるに当たって、地元の関係者、漁民の方も含めて事前調整をしたところ、なかなかその時点で理解が得られなかったと言うことで、当初計画からは1基はずれたような形で事業をスタートしたと言うことで、当初の計画からこの部分が、当初の構想からしますと1つ抜けたような形での計画でスタートしたと言うことでございます。

(木本委員)

はい、わかりました。そうすると当初計画が計画変更になって7基になったと言うのならわかるんですけども、今の話ですと当初の8基を7基にされた。

7基でスタート。わかりました。

(港湾課長)

事業計画、我々の当初の構想段階は8基と言うことだったんですけども、具体的な計画を立てるに当たっての事前説明、調整の中で理解の得られない分について除きまして、7基の計画でスタートをしたと言うことで、当初計画7基と言うことで上げさせて頂きました。

(木本委員)

ちなみにその港湾堤防てどこまでですか、やっぱり離岸堤のある始まりですか。港湾区

域が、やっぱりそこまでですか。(水域としては点線の部分でございます。)

だから、守備範囲はしっかり8つ目でクリアしたということですか。それと断面図を見せて頂きたいのですが、実はグラベルマットと小段を付けて、単価が2億から3億いったと言う、ちょっと大げさなアバウトな計算ですが、(2億7千万から3億1千万。) あっ、2億7千万。あっ、それくらいなら結構です。4千万くらいなら。ちょっと結構です、ごめんなさい、これは誤解してました。ちょうど断面が出て、元の長島に戻るんですけども、またちょっとさっき、妙な質問して申し訳なかったんですが、工法を3つ考えられて図面見せて頂いたのですが、長島の場合、あれに対して経費はどうだったとか、施工難易度はどうだった、そして現在これを採用したんだと言う、そういう資料はございますか。わざわざこれだけのこと、いろいろアンカーとか矢板でやられたのですが、だから今のが一番いいんだと言う。

(港湾課長)

実は今、詳細な資料を用意してないんですけども、実は左、一番左のですね、方塊式と言うのがあの地区の標準的な工法と言うことで進めております。ただ、若干場所によりまして、いろんな状況がございまして、一部は他の工法を採用してやっている所もございませぬ。大方と言いますか、ほとんどがこの標準的なタイプとして方塊式の断面を使っております。

(木本委員)

長島には、それが一番よかったと言うその根拠なんですけども、予算が安かったとか、いや下の岩とかそう言うこと考えると、これが一番いいんだと言う。

(港湾課長)

この3タイプについては経済比較をやっておりまして、経済的にはやっぱり方塊形式が一番安かったと。ただどうしても他の工法を採用することが望ましいと言いますか、必要な箇所については部分的に他の工法でやっている所もございませぬ。

(木本委員)

ありがとうございます。丁寧な図面付けて頂いたので、もしまたできれば、今おっしゃった経費もそこへ並べて頂くと非常にわかりやすいと、無駄な質問がなくなりますので、ごめんなさい。それとまた後でちょっと、妙な質問しますが、今回の台風でどうです。今度の台風で被害上がってきてますか。

(港湾課長)

いろいろ速水先生からもお話のあった七里御浜ですけども、やはりその台風が遅くて非常に長く波が続いたと言う状況がございまして、一部ですけども、海岸の変形が出て来ると言う状況がございませぬ。それから、ちょうど大潮の時期、或いは秋口の海面の高い時期に重なりまして、かなり潮位も高かったと言うことで、風速につきましては、比較的30mとかそう言ったところではございませぬので、あれだったんですけども、まあそう言ったことで若干影響がございませぬ。志摩方面の海岸でもかなりの波がございまして、今調査中ではございませぬけども一部洗掘があったりと言う報告がございませぬ。

(木本委員)

ありがとうございました。現場に行かないでテレビだけ見ていたんですけども、あれ見た限りではちょっと港湾、考え直さなきゃいけないなと思ったんですけども、その後で待てよ、被害が出てないのなら、これはいったいどういうことかなと言うこともちょっと思いつくと、妙な質問でしたけど。

(大森委員)

先程から質問が出ていた補修で済ませるか、全面改築であるかと言う話をお聞きしてて考えていたんですけども。予算を立てる時に速水先生や福島さんの話、とてもよくわかるんです、気持ちとしてはとてもわかるんですけども、あれ多分補修である時の予算を立てるのが、至難の業だと思うんですね。で、例えば今図面見せて頂いた地盤改良と言うふうにブルーで塗って書いてあり、簡単に書いてありましたけども、地盤改良してこうして、こうしてと言うような補修の仕方を考えたにしても、地盤改良1つとっても、いったい何mすればいいものやら、いくらかかるものやら、おそらく既存で調査しても、そう正確なデータは出ないと思うんですよ。だから、やってみて初めていくらで出来たと言う話で、やってみないとなかなかそれがいくらで出来るかがつかみにくいと言うことがネックになって、それだったらまあこれはないものとして前へ出そうとか、新しいの造ろうとか、壊しちゃって新しいの造ろうとかと言う話になるのは、やっぱり多分土木も建築も同じ状況だと思うんですね。ただ、やっぱり建築なんかの場合でも、いつまでもそのスクラップ・アンド・ビルドでは、まずいと言う発想がかなり出てきてて、今あるものを生かして何か出来ないかと言うようなことを私たち自身も考えていこうとはしている訳なんです。例えばすごく卑近な例で、住宅なんかの場合に、いろいろ老朽化すると言うのは目に見えてきますよね。これ堤防も同じですよ。不都合が出てくると言うのも、例えば雨漏りがしたり、これも土木もいっしょですよ。そう言うことが出てきて、建て替えちゃおうか、改築にしようか、補修をしようか、と言う話になった時に、これを直して住み続けましょうと言う判断を施主がなさるののポイントになるのが、もったいないと言う感情とそれから住まいに対する愛着が、ポイントになることが多いように思うんです。これ両方とも何でこんな感情が出てくるかと言うと、やっぱり自分の私有財産であり、それから自分が長年住み続けた場所であるからこそ、もったいないとか、愛着があるとか言う感情が出てくるんですよ。ところが、土木の建造物だと、自分のお金で造ったものじゃない。これ、もったいないと言う感情出にくいですよ。それから、自分の生活、だけどその例えば自分が生活しているとさっき、速水さんおっしゃったけれども、堤防なんて言うものはかなり何かあった時には、守ってくれていると言う感情は、住民の方持っているはずですよ。だから、もったいないの感情は持ちにくいにしても、愛着があって、今まで自分たちの生活を守ってくれていた。そう言うことを考えると、例えばこれ工事をやる方、立場の方に言わせると、これ住宅の場合でも、建築物の場合でも同じですけども、取り壊して建てろ、もうそれのほとんど一点張りです。それが一番楽だし、それが一番お金がはっきり最初からつかめるから、それが一番楽です。だから、それにいくことがとても多いんですよ。多分土木の場合でも、お金のつかみ易さとか、仕事のしやすさから見ると、そちらに流れることが多いと思うんですよ。けども、逆に計画する立場の人間が、そのいや待ってと、もったいないし、愛着もあるだろうと言うような視点から物事を考えて、何とか出来ないかなと言う視点を1つそこに入れるだけで、見方を1つ入れるだけで、随分計画の立て方と言うのは変わってくるんじゃないかなと思います。で、考えたあげくに、やっぱりでも壊して改築と言うことも、もちろん出てくることとは思いますが、そこでその考え方を入れるか入れないか、て言うことはとても大きな差になって出てくるように思うんですよ。だから県の立場の方と言うのは、その計画する、企画する立場で見ると言うふうに考えますので、やはりその立場にいらっしゃる方が、まず今ある堤防、これまで住民を守ってくれた役目を果たしている堤防を老朽化とたと、だったらじゃあこれを生かして次につなげるには、どういう方法があるかと言うことをまず考えると言うことを大事にして頂きたいな、と言うふうに思います。先程来出たのは、結局そこら辺がやっぱり、皆さん引っかかるんだと思うんですよ。せつかく今あって、今現在、それで波が守られているという現実がある訳だから、これをどう考えますかと言うことだと思うんですよ。だからそこら辺で計画を立てる時に、まずそれを考えると言う、先程皆さんおっしゃったように、今砂浜で、ここに堤防を建てようと言う訳じゃなくて、今堤防がある所の話なんで、やっぱりそれは、今あるものをどう生かすかと言うことを大事に考えて頂きたいと思います。

(速水委員)

三重県と言うのは海岸事業があったから下水が遅れた、道路が遅れたと言うのは、もう常に言われ続けてきた訳ですね。これは間違いない事実だと思うんですよ。それで下水や道路の時は必ず、そうおっしゃる訳です皆さん。で僕は、海岸事業が無駄だとは思わないし、大事だとさっきから何回も言うように、ものすごく安心感得て、もう防潮堤なんて言うのは、こないだ閉めて頂いて、閉めた外まで波が来ているのを見ながら、有り難いなと思う。しかし、またゼロからまたこうやってやるんだったら、また三重県同じですよ。また海岸事業の、改築事業の、改良事業ばかりやるから、下水や道路に金が回らないと言う話になる訳ですよ。その辺の整理を県としては、海岸の担当者だけの話じゃなくて、公共事業全体として、その辺の整理をしっかりしとかなないと、また三重県は伊勢湾台風以降の県土整備の順序と言うんでしょ、そのやり方とまた同じことになって、結局元の木阿弥になる。だからその辺の今ある堤防をどうするのかと言うのは、そういう意味で考えないと駄目だろうと、ともかく海岸長い訳ですよ。僕はもうずっとあの辺に住んでて、全て海岸です、極端に言えば。だからどこを事業やろうと思っても、どこでもやれるはずですよ。しかし、そこを全部やろうなんて考えていったら、同じことになる。だから、その辺をきっちりと、スタンスを固めて、県土整備全体の中でどうするかと言う議論をしとかなないと、元の木阿弥になると言う心配をする訳です。かと言って、住民の安全をおろそかにする訳には絶対いかなないんだから、その辺は、本当に技術的に、データのいくらかそのわからないと言ったって、やっぱり一生懸命研究して、いかに安く、いかに安全をどのレベルでと言う議論を、やっぱりもう一回しないと海岸事業に関しては、ものすごく大きな問題なんだろうと言うふうに思っております。

(木本委員)

ポイントは今の速水委員以下、皆さんおっしゃったことに尽きると思うんです。ごめんなさい、非常にまた小さい質問で。千代崎の離岸堤が3億で、木本港が20億ぐらいでしたっけ、1基。これはもちろん内海と外海の違いがあるんですけども、その歩掛かりと言うか、構造体自体の大きさとか、施工の経費とか、そう言った比較は今出ますでしょうか。つまり同じ離岸堤と言っても、あまりにも1桁違う。繰り返すんですけど、外海と内海の違いですから当然だとは思うのですけれども、それにしてもちょっと桁違いに大きいなと言う。

(港湾課長)

今、木本が20億と、それと千代崎が3億と言うことなんですが、まず先生がおっしゃいましたように、波の諸元がまあかなり違うと、伊勢湾内とそれから熊野灘と言うことがございます。それと、水深も相当違いまして、外は水深が木本の場合、急深になっておりますので、かなり深い形で大きな断面になっております。それと、延長がですね、千代崎の場合は120mですけども、木本港の場合は200mと言うことで、かなり延長的にもだいぶ違うような形になっておりまして、断面と延長が相当違うと言うことで、事業費がかなり大きく違うと言う形になってきております。

(木本委員)

ありがとうございました。決して妙な数字じゃなくて、おっしゃるように、外海と内海、そして諸元そのものの違い、水深、はいわかりました、ありがとうございました。

(委員長)

それじゃあ、意見もほぼ出尽くしたと思います。従って、意見をとりまとめる中で、一応コンパクトにまとめたいとは思いますが、大変重要な点でありますので、海岸事業の整備について、無法図にやると言うことがあってはならないので、そういうようなことについての考え方の整理と言うことを大変重要な、非常に大きなこととして、お互いに研究をしていかなきゃならないと言う、そういう確認をさせて頂きたいと思っております。従いまして、結論としては、継続と言うことに同意をすると言うことになろうかと思っておりますが、よ

ろしいでしょうか。それでは、答申書は後ほど作成と言うことにいたしまして、早速度は、道路事業についての再説明にいきたいと思います。あともう一つ、農道のほうがございますので、それをいたしまして、それでお昼の休憩と言うことにいきたいと思います。それでは、どうぞお願いします。

(道路整備課長)

道路整備課長の高尾でございます。よろしくお願いたします。

道路事業に関わります第2回委員会追加説明資料をご参照頂きたいと思います。前回の委員会で2点、ご質問頂いております。まず第1点につきましては、道路事業をどのように整理をしながら進めているのかと言うことに対して、委員長のほうから、県が道路整備10箇年戦略を策定しておりますので、こちらを一度ご説明をと言うご意見を頂きました。平成10年8月に公表いたしました道路整備10箇年戦略のシステムについてご説明いたします。ページが2ページからでございます。同計画の策定の背景、それから策定の目的と考え方、整備方針、それから整備目標、整備の必要性の評価、重点整備箇所の選定と整備スケジュールの策定と言うことで構成をしております。策定の背景につきましては、道路も含めてでございますが、公共事業を取り巻く財政状況は厳しくなっております。それと、限られた予算で道路整備を行っていくには、計画的な執行、また透明性が求められている。また道路整備を進めるにあたっては、県民の理解を得ながら進めなきゃいけないと言う背景がございました。整備の方針におきましては、道路整備の基本的な考え方には、道路が最も効果的に機能するのは、ネットワークが形成される状態になるということ、4項目設定をいたしました。なお、整備目標につきましては、高速道路のアクセス30分の達成率とか5項目の設定をいたしまして、現状に対して達成率がどうなるかと言うことのアウトプットの目標で上げております。それから4ページに入っていきますが、この整備の必要性の評価とそれから重点整備箇所の選定に当たりましては、県が管理しております国道、県道の未改良区間、それから交通混雑区間の抽出をいたしまして、対象は国道では97区間、県道では658区間、合計で755区間を評価項目、後でご説明いたしますが、7ページのAからKの評価項目の11の観点項目に沿いまして、細目が37の項目で、その区間の評価の合計点を出して、加点方式でもって一応評価をしております。道路は当然、単一的な機能を持つものだけではなくて、複数の機能とか効果を持っておりますので、そういった係数の重みづけと言う形で今算出をしております。この評価項目とか点数の重みづけにつきましては、当然ネットワークの形成を基本としております。それから、今回の策定にあたりましては県民のニーズ等も踏まえまして、一応決定をしております。それで、先程申しました評価対象区間の755の区間から、この10力年の中で重点整備をやっていくと言う形を284カ所に絞り込んで、現在事業を進めているところでございます。それから7ページをちょっとご説明を申し上げます。生活者、県民の視点で行政をしていくと言う基本スタンスに立ちまして、事業の必要性の有無について説明する責任があると。その根拠を示す為に、誰もが納得出来るような客観的な評価点と言う形で、全県的な1本の物差しと言う形で作りしました。今回の再評価に対象となっております、南島バイパス、それから色太バイパスにつきましては、そこに該当いたします評価項目の中に印をつけております。今回の南島バイパスの合計点でいきますと49点、それから色太バイパスの点数をそこへ掲示しております。それから後は、この策定に当たりまして計画の体系であるとか、それから作業フロー、それから選定フローと言う形の資料でございます。

それからもう一つご質問頂いておりましたのは、投資効果を示す指標として、費用便益比を用いてご説明いたしました。その中で、計画と実際の実態について、一度説明をして欲しいと言うご質問がございました。今日、ここにお示しをしておりますのは、国道163号島ヶ原バイパスと言う事業箇所、一応検証いたしましたのでご説明をいたします。国道163号と申しますと、大阪市を起点といたしまして、三重県の津市に至ります、約111キロの幹線道路です。三重県内でいきますと、上野市、それから長野峠を通過して、そして津市のちょうど津新町のところに来るのが、国道163号でございますが、この中の路線で阿山郡島ヶ原村、ここで島ヶ原バイパスの整備を行いました。整備に着手をいたしまし

たのは、昭和59年からで、平成9年度に全線2車線で供用が出来ました。この工事の延長は4.1kmでございます。で、13ページの交通量の推定と言うところを少し説明したいと思います。事業着手にあたりましては、将来予測交通を推計いたします。この水色の数値につきましては、3カ年ごとに道路管理者が交通量調査をしているデータでございます。この計画の時の推計値と言うのが、一番右の端の覧を見て頂きますと、その当時の推計は平成12年度を推計しておりました。当時の推計交通量は1万台でございまして、バイパスが出来ることによって、バイパスを通る車の台数が一応7千台、そして現道部分を通る車が一応3千台と言うことで配分をしております。実際に平成9年度でこの事業が完了いたしまして、道路が通行するようになりまして、直近の今平成11年度で観測いたしました交通データが、この平成11年度と言うところの棒グラフでございます。観測されたデータは、1万48台。実際には、バイパスには予測しておいた交通量より1150台多く通ってました。8150台。現道のほうが、それだけの車が一応転化されたと言う形になってます。それを次の14ページで、この当初の計画と言うところにつきましては、先程の推計値でもって計算をしております。それから、実測と言うところにつきましては、先程の実際の観測したデータでございます。そして、整備後におきましても、交通の車の種類によって、きちんと台数を観測しておりますので、実のデータを入れさせて頂いております。当初、費用便益分析の結果の計画の時は、走行時間短縮便益と言うのが、一番大きな割合を占める訳でございますが、計画の時の交通走行速度は一応50キロと言う形で設定しておりました。実際に実測をいたします交通量と旅行速度を観測いたしますと、50キロより若干上回ってまして、53キロぐらいの旅行速度となっていました。それと先程、実際のバイパスと現道での、交通の分担と言う形になりまして、かなりバイパスのほうに交通量が転化されていると言う形です。実際今の手法を用いて算出いたしますと、計画の時のB/Cについては、1.2でございましたが、実際の交通観測地のデータ、それから旅行速度でもってそれを置き換えてみると、こう言った1.9のデータになると言う一応の比較表をお示しさせて頂きます。それから15ページにつきましては、事故の発生件数の推移を調べてみました。平成9年までの事故数については、だいたいまだ増加経過でございました。平成9年度に供用後の10年度、11年度の2カ年しかまだ調査しておりませんが、現道、バイパスに係る事故数と言うものは、減ってきていると言う状況でございます。それはまた後で、交通事故の減少の便益にも一応反映されてくる形になっております。最後のページにつきましては、これは参考資料でございますが、今事業を進めております南島バイパスで、計画に用いていまして交通量の伸び率と言うのは、前回は説明いたしましたように、平成22年度の交通量を推計しておりますが、仮に現在の実際の交通量で推移した場合、だんだんこれが交通量が伸びないと言うことの単なる比較でございますが、そういったデータの数値の中で、今算出いたしますと、若干B/Cについては1.6と言う結果になりますが、当然1以上の効果と言うものが出て参ると言うことで付けさせて頂いております。説明については以上でございます。

(委員長)

はい、どうも大変詳しい資料を出して頂きまして、ありがとうございます。この10箇年戦略のことを、もう多くの方は既にご存じではあるんですが、平成10年にこういうものを公表し、そして点数も情報公開し、そしてそう言う上で10箇年戦略と言うものを発表して、それに基づいて道路整備を県は始めた訳でありまして、平成10年当時です。大変画期的だと言うふうに言われた訳であります。従って公共事業全体にこういうような客観的な指標に基づいて、向こう10カ年の整備をすると言うようなことは、他の事業についても大変望ましい訳でありまして、私は三重県の行政の中の1つ大変評価すべき1つだと言うふうにかねがね思っていたもんですから、是非いい機会だと思ってこれをご披露して頂いて、そして今日です。南島バイパスについても、こういう比較表を出して頂いて大変有り難いことです。この件について前回いろいろ質問された委員の皆さん、感想なり再質問なりあればおっしゃって下さい。

(木本委員)

丁寧で説得力のある資料ありがとうございました。あのよくわかりました。これは、あくまでも感想ですけども、非常に費用便益が計画通りと言う、見事なものだと言う感想です。ありがとうございました。

(委員長)

1つだけ申すと、道路整備でバイパスで整備がされると走行時間短縮便益のほうが、ばっと上がる訳ですが、交通事故がバイパスが増えたことでまた増えると言うような、これは交通マナーの問題なんですけど。やはりバイパスを使うと言うのは、乗用車が非常にばっとバイパスのほうに流れて、貨物のほうはそれほど流れない。これはここだけの特徴なのかもしれませんけどね。おそらく南島バイパス辺りだったら、もっと、もっと使うと思いますよね。

(道路整備課長)

南島バイパスは、前回ご説明いたしたように、信号でどうしても止まらなければいけないと言う制約がございますので。地域の方は、やっぱり入っていく必要性もあるかもわかりませんが。それから他の車と言うは、当然バイパスに迂回するのも必然性があると思います。

(木本委員)

8ページなんですけど、観点項目のIですけども、市街地域活性化がこれ黒丸がないと言うことで、たまたま私、島ヶ原も歩いておりますので、あそこも非常にこれを心配されている。本当のバイパスになってしまう。それを道路と市街地の活性化にどう結びつけるかと言う、これは担当じゃないと思うんですけども、県としては総合的な配慮と言うのは何か必要じゃないかなと言う気がします。感想です。

(福島委員)

私も非常に感想的なことなんですけど、例えば自分の家の付近に大きな道路が突然出来て、騒音が増えて非常に生活がしにくくなったとか言うふうなこととか、速度がうんと速くなったことによって、今度は違った交通事故が発生することが多くなったとか、そういうマイナス要因はどう言うふうに換算されるんでしょうか。それから先程、木本委員がおっしゃったような商店街に対するですねマイナスの、かつての商店街が衰えていったとか、そういうものは、どういうふうに計算とするお考えなのんでしょうか。

(道路整備課長)

間接的な効果とか間接的な影響と言うのは、ここに客観的指標に入れるのは、ちょっと非常に難しいと言うこともあります。当然、我々は評価項目を決めに当たりましては、県民アンケートとかをやっています。ただ、計画を作ったから、じゃあこの項目でいいと言う満足度はやってません。どうしてもやっぱり見直していくにおいては、我々がやろうとしていることと、県民が思っていることとのギャップが、多分出てくるとは思うのです。それが満足が満たされていないと言うのが出てくると思うのです。そう言ったものをいろいろやっぱりアンケートなりを取って、やっぱりそのギャップエリアをなくしていくと言う考え方で評価項目等の見直しとか言うものをしていきたいと思っております。

(福島委員)

ごめんなさい。いつも数値化することにおける、いい面と悪い面とがあると思うんです。例えばいい面は、点数に現れて明確にはっきりしている、優先順位がはっきりしてくると言う面はありますが、先程おっしゃったように、どうしてもそれを取りこぼしてしまった全体的なものを見方と言うのが、当然起こってくると思うんです。是非そういう大きな目

で見る、実際の商店の発達とか、全体に地域の発展につながるとか、それから生活の水準を高めるとか、そういうまた別個の観点と言うのを、どうぞ忘れないでお持ち頂きたいと思います。

(委員長)

平成10年に作った時の評価項目の点数について、いわゆるパブリックコメントみたいなものを活用されて、やはりそれは内部で検討して、これは過大評価じゃないか、だからマイナスのところまで全部入れると言うことは、出来ないのだけど、そういうような観点からこの評価点数は少し過大評価し過ぎると、こういう面を入れなきゃいかんと、と言うような逐次バージョンアップを当然なさってらっしゃるんでしょ。多分、今度5年位経ってから、平成15年にはバージョンアップされた評価表でもって、また更にデバイスするんじゃないですか。ちょっとその辺。

(道路整備課長)

満足度という言い方をしましたが、やっぱりそのところが、ただこれが絶対だと言うことはございませんので。ただ、加点方式、減点方式と言うとりまとめ方は何とも申し上げられませんが。

(委員長)

今のところは加点方式で来ている訳ですからね。それじゃあ、特にないようならば、今日の説明については、他に質問ないようですから、以上と言うことでよろしいでしょうか。それではこの個別の南島バイパス、色太バイパスの個別の案件については、いかがですか。これ以上何か質問などございますか。それじゃあ、ないようでございますので、これはここまでということにしたいと思います。どうもご説明ありがとうございました。それでは、農道整備事業が3カ所残ってございますので、担当の方。

農道整備事業3カ所については、いろいろ質問などは出ましたが、特に宿題と言うことで再説明を頂くようなところはなかったんですが、いかがでしょうか。玉城、それから磯部浜島、上野依那古地区。特にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(速水委員)

玉城に関しては、2地区に分かれているのが、本来ならば2つに分けて出すほうがいいんじゃないですかと言う話で、それは出たはいいんでしょうね。出してありますか。B/Cの話です。(あの分けては出してございません。)今回はそれほど両方の大きな変化はなさそうなので、結構だと思っておりますが、やはり今後道路事業も同じだと思っておりますが、はっきりと何というのですかねエリアで分けられて、それぞれの利用する人達、或いは利用するエリアが違ってくると言うふうな場合、或いはどちらかで工期の別で十分効果が出ていると言うふうな場合は、可能であれば全体のB/Cも必要、一番大事なんですけども、個々のB/Cと言うふうな考え方も、そう言うところをえ方をされたらどうかと言うふうに思います。前も多分、海岸、農業の海岸事業みたいなものがございましたね、相賀浦でしたっけ。あの時、堤防がそれぞれこう区切ってあったらどうですかと言うお話をした時も、同じような考え方だと思っておりますけども、それぞれで機能を果たせる時には、もう一度、少しチェックをされると無駄がなくなる可能性があると言う、可能性があると言うだけで、これが無駄だと言う意味ではなくて、可能性があると言うふうな形だと思いますので、少し今後その辺の発想を入れて頂ければありがたいなと思います。

(大森委員)

先程の道路事業の追加説明の時に、計画値と実測値が総数で48台しか変わらないと言うので、私は目が点になって感激したんですけども、計画時点でこういうふうに考えてましたと、実測してみたらこんな感じでしたと、もちろんばらつき出てくると思います。だい

たい思い通りだったと言うこともあれば、思ったよりこうだった、ああだったと言う話も出てくると思うんですけども、先程の道路のほうの費用便益分析と言うのを見せて頂いて、すごく説得力があるし、とてもわかりやすいんですね。だから農道に関しても、まあ農道と言うことで管轄違うみたいですけども、同じ道路ですから、同じような項目で、例えば計画の時にこういうことを考えてましたと。実際はこうでしたと言うようなことが、まだそのこういうことをやり始めて日が浅いので、データを持ってらっしゃらないのかもしれませんけれども、ぼちぼちやることに関しては、例えば出来た時に比べられるようなデータにしておこうと言うようなデータの取り方とか、計画値の立て方をして頂けると何年か後に、あそこは実はこう言うことで思った通りでしたよと言う説明も出来るんじゃないかなと思いますので、期待してます。それから、例えば道路なんて言うものは、沿線に住んでみえる方とか、農道を使ってらっしゃる方に対する便益と言うのは、とても大きいと思うんですね。離れて住んでいる者に、たまたまそこを通過する者に対してよりも。ですから例えば沿線の辺りの方の無作為でモニターみたいな方を、例えば道路事業をする時にモニターみたいな方をお願い出来る方をちょっとピックアップしておいて、例えばこんな計画を県では考えているけども、ご意見どうですかみたいな、ごくごく簡単な項目でいいと思うんですよ。そんなに根ほり葉ほり聞かなくても。ただ、同じような項目で例えば計画段階で一回聞いてみる、モニタリングしてみる。それから、さあ今から着工しようみたいなタイミングでもう一回同じような、こういうことでやります、ご協力お願いしますも含めてですけども、どんな感想をお持ちですかみたいなことで、少し聞いてみる。それから出来上がって、実際に使用してみてから、どうでしたかみたいなことを聞いてみる。3段階ぐらい、例えばそのモニタリングをしてみるとか、そういう形も含めて、その先程の数値的なデータとそれから住民のほうの受け取り方のデータとですね、その辺が段々揃っていくと、とても県の事業が血や肉をおびたものになっていくんじゃないかなと言うふうに思いますので、是非やって頂きたいなと思います。

(農山漁村振興課長)

先程おっしゃって頂きました、いわゆる実績の検証ですが、なかなか農業サイドでと言うのは計測が難しいところもあるんですけども、やはりそれが効果として、どれだけの効果が上がっているのかと言うのは必要だと思いますので、出来る限りそれをやっていきたいと思います。それを次の計画に生かしたいと思います。それからもう一つはモニターの事なんですけども、いわゆる農業サイドの土地改良事業につきましては、方向としましては、直接の受益者だけでなく、地域の人とかの意見も聞くということになっておりますので、出来るだけこう言うふうな方向でやって、それを事前、それから事業中、事後ですね。それが数字で表れない部分が効果としてこうわかるということがありますので、これにつきましてもいろいろ検討していきたいと思っております。

(大森委員)

あのその時の人選ですけども、できれば例えばその農協の偉いさん達何人かみたいな人選をなさらないで、なるべくそのいろんな方に、ごく一般の方と言う視点で振って頂けると、まあいやがる方もみえるでしょうから、いいですよと言って下さる方をなるべく幅広くして頂きたいなと言うふうに思います。

(委員長)

前回の議論をちょっと振り返りますと、これは毎年再評価の時に、農道事業についてはよく出ているんですけど、農業に限って効果を測定をしている訳で、それが非常に現実感覚から言うと少し乖離がある訳です。従って、この先程大森委員が言われた、モニターと言うようなことの中に、農業効果とそれから農業以外の効果と言いますか、そのモニターの結果の実績値で、これぐらいに活用されていると言うようなことについて、やはりきちっと検証されて、そしておそらくですねこれは農水省の補助事業と言う観点での、この再評価の結果の提出になる訳ですけども、しかしそれは、農水省の求めるものの範囲を少

々超えてでも、やはり三重県の公共事業についてのものの考え方からするならば、出来るだけ現実的な評価に近づけていくと言う点で、三重県版の指標としては農業効果外効果、こう言うふうに農道が活用されている、と言うようなことをやはりきちんと検証していくと言うことが理解が得られることになるだろうと言うふうに思います。是非そう言う着実な準備、まさにシステムの構築ということを是非進めて頂きたいと思います。

(農山漁村振興課長)

努力していきたいと思います。ただ、農道と言うことでやっておりますので、少なくとも農業上の効果は、これだけあると言うことを中心にやっておりますので。確かに道路である以上、他の効果もございますので、そう言うことについても合わせて効果を測定する、いろいろ努力していきたいと思います。

(福島委員)

感想なんですけど、前も私言いましたけど、農道の場合は生産物、例えば野菜とか果物の金額から便益を算出しているんですよね。だから、算出する金額の単位が本当に小ぢやかな、例えば100円とか200円とか1000円とかぐらいの単位を基本に考えている訳で、当然ですねそれをかけ算しても、全体のマックスの金額は小ぢくなってしまふのは、当然ですよね。食べ物を送る、運んでと言うのはかなり重要なことですよ人間にとって。金額の単価を基準にして算定するのが本当に妥当なのか、或いはそれを元々、100倍をしてから計算するのがいいのではないかと言うふうに思ったりはするのです、はい。

(委員長)

そうですね。農業効果と農外効果との2つ両方出す場合に、金額の換算での限界と言うこと、当然これはあると思いますね。

(福島委員)

元々単位の違うものを一緒に比べるのはどうかなと言うことで。

(委員長)

そうですね。この事業につきまして、他に何かご意見なり、ございますか。

(木本委員)

ごめんなさい。前、私質問して、回答頂いたかもしれませんが、メモがないので。浜島の4期で、現道に乗せたので、当初計画よりいくぐらい、何%くらい節約になったのでしょうか。ごめんなさい、これ回答頂いたかもしれませんが、申し訳ない話ですけども。

(農山漁村振興課長)

この前の委員会の中で、現道利用したらどうかと言うことで、それで計画変更しまして、あの細かくは出てないんですけども、いわゆる現路線で切り盛りが少なくなったと言うことで、それで約3千万円の事業費が縮減となっております。

(木本委員)

はい、ありがとうございます。それで現道拡幅の場合、交通規制と言うのですか、そう言うのは結構面倒でしたっけ、そのつまり。

(農山漁村振興課長)

町道ですので必要になると思います。まだこれからなんですけれども。

(木本委員)

はい、ありがとうございました。

(委員長)

それでは、特に他にご意見がございませんようですので、この事務局の方針では継続とすることでございますので、継続とすることにこの再評価委員会としても同意をするという結論かと思えます。従いまして、午後、一旦休憩の後に、この意見具申案を提出をさして頂くと言うふうにしたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、午前中に海岸事業と、それから道路事業と、それから農道整備事業と3事業につきましての審議をいたしました。いずれも継続に同意をするということでございます。

それでは、只今までに頂きました意見に基づきまして、午後、一旦休憩の後に意見の具申答申をさして頂きたいと言うふうに思えます。再開の時間は午後1時とすること、よろしいでしょうか。それじゃあ、いったん休憩をさして頂きます。どうもありがとうございました。

(委員長)

お待たせいたしました。それでは委員会を再開いたします。海岸事業、道路事業、農道整備事業に関する意見書がお手元に届いているかと思えます。皆さん方から頂いた意見を元に作成いたしましたものであります。ここで読み上げさせていただきます。

意見書(第3回)

1 経過

平成13年8月2日に開催した平成13年度第2回三重県公共事業再評価審査委員会において、県より海岸事業3箇所、道路事業2箇所、農道整備事業3箇所の審議依頼を受けた。

各審議対象事業に関して、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審議資料に基づき審議を行った。

2 対応方針案に関する意見

審議対象事業に関して慎重な審議を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 海岸事業

長島港海岸中ノ島地区高潮対策事業

木本港海岸木本地区侵食対策事業

千代崎港海岸山中地区侵食対策事業

～ については、平成4年に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、背後に密集した人家等を高潮等から保全するといった事業の必要性、事業の投資効果が認められることから、事業を継続するとの対応方針案について了承する。

なお、三重県は1000kmを超える海岸線を有するが、今後、限られた資金計画の中でこの海岸線を如何に効率的に保全するかが大きな課題である。そのためには、既存堤防の詳細な調査を行い、客観的な評価を行った上で既存堤防の有効活用を図り、経済的効率性と安全性を兼ね備えた海岸整備を図るよう要望する。

また、離岸堤を必要とするような長大な海岸における保全対策にあたっては、全体の保全計画と整合した個別地区の効率的な事業を進めること。

(2) 道路事業

国道260号南島バイパス

国道368号色太バイパス

～ については、平成4年に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、現道の幅員狭小な未改良区間の解消を図るといった事業の必要性、事業の投資効果が認められることから、事業を継続するとの対応方針案について了承する。

(3) 農道整備事業

玉城南部2期地区一般農道整備事業

磯部浜島3期地区揮発油税財源身替農道整備事業

上野依那古地区揮発油税財源身替農道整備事業

～ については、平成3年に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、生産コストの低減等農業経営の安定化を図るといふ事業の必要性、事業の投資効果が認められることから、事業を継続するとの対応方針案について了承する。

なお、費用対効果分析にあたっては農業効果のみではなく、農業外効果の客観的評価手法の検討を行うとともに、事業完了後の実績評価にも努めること。

(4) 公共事業一般

公共事業による環境リスクを下げる観点から、法面の緑化にあたっては、外来植生を持ち込まない、郷土植生を使った緑化あるいは外来植生から郷土植生への遷移を図る発想を取り入れることが必要であり、環境先進県をめざす三重県からぜひ技術の提案を行ってほしい。

以上、第3回の意見書でございます。委員の皆様、よろしいでしょうか。それでは、このような形で意見を答申させていただきます。なお、一言午前中に説明を頂きまして、大変クリアーな説明を各課のほうから行って頂きました。今後ともですね、他の課においても、このような非常にクリアーな説明をして頂くよう、ひとつ努めて頂きたいということを一言申し添えたいと思います。

それでは、続きまして今度は下水道事業につきましての、事務局からの説明をお願いいたします。多度町、小俣町の順でお願いします。

(下水道課長)

この8月の20日、4日前ですけど全国の下水道の普及率につきまして発表がございました。それに寄りますと全国の下水道の普及率が12年度末の数字ですけど62%、三重県は26%と言うことでまだ全国順位は43位と相当遅れておる状態でございます。処理人口のパーセントでございまして、三重県の人口185万の内、今48万8千の人が下水道を使える状況になっているという現況でございます。それと県で行っておりますこの流域下水道と、市町村が行っております公共下水道とありますが、全体の2/3の人口の人が流域下水道に関連した下水道を利用し、後の1/3は単独下水道、各市町村が単独で行っております下水道を利用しているということです。

次に、流域下水道の説明に入らせて頂きます。今回審議お願いいたしておりますのは多度町と小俣町の公共下水道事業でございます。これらはいずれも県が行っております流域下水道に関連いたしました公共下水道ということでございますので、まず流域下水道の概略の説明を先にさせていただきます。北勢沿岸流域下水道の北部処理区からでございます。多度町の方からでございますけど、この北部沿岸流域下水道は処理場を川越町に北部浄化センターとして持っております、関連しております市町村が2市9町でございます。四日市市、桑名市を始めまして、朝日、川越、東員、大安、員弁、北勢、多度、藤原、菰野町と三重県の北の方の2市9町が範囲となっております。そして処理区域の面積が全体で1万3342haございまして、この計画に付きましては昭和52年3月に計画決定がされ、同じく52年3月に下水道法及び都市計画法により事業認可を受けまして事業に入っているわけでございます。それで途中で認可変更等が行われましたけど、現時点では認可の面積が8430ha全体が1万3300の内、現在事業を行っております事業認可の範囲が8430haということでございます。その内整備済みが5245haと言う状況でございます。そしてこの中の赤く囲んであるところが今回の多度町でございまして、多度町には処理場から桑名幹線という幹線がいつておるわけですけど、この延長約16kmありますがこれは既に平成9年に県の部分の幹線は完了いたしております、その平成9年から多度町に置かれまして一部供用をスタートしております。

次に宮川の流域下水道についてご説明申し上げます。宮川流域下水道は処理場を伊勢市に持つ計画をしておりますので、関連する市町村が1市4町1村、伊勢市と明和町、玉城

町、二見町、小俣町それと御園村と言う範囲に置きまして、流域下水道計画しております。これの処理区域面積は4143haでございまして、これの都市計画決定は平成10年8月になされまして、下水道法による認可及び都市計画法による事業認可ですけど、これも下水道法による事業認可は11年3月に、また都市計画法によります事業認可は10年12月に認可されまして、そこから事業に着手しているわけでございます。そしてその事業につきましては、認可面積が約1/10の407haでございまして、伊勢市、二見町、御園村その3つの市町村におきまして、現在実際の事業は実施しているところでございます。用地買収等行っておりますが、今年から本格的に工事の方も着手する予定でございます。以上簡単でございますけど流域下水道の状況につきましてご説明いたしました。よろしくお願ひします。

(多度町)

多度町下水道課長の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。本日各委員様におかれましては多忙な中ご審議いただきますこと誠に恐縮をしております。さて当町で施工しております公共下水道事業は上位計画である流総計画に基づき平成4年度採択、平成5年度には工事を着手し10年目を迎えたところであります。既成市街地の整備は本年度を含めまして平成15年には事業完了の運びとなっておりますが、本日ご審議いただきます結果を真摯に受け止め、今後の行政運営に生かしていきたいと考えております。それでは担当の方より事業内容について説明申し上げます。

多度町下水道課の西村でございます。よろしくお願ひいたします。只今より多度町公共下水道事業の説明をさせていただきます。多度町は、県の最北端に位置しまして、木曾三川、丁度愛知県と岐阜県の境目になりまして、一番北の端っこの町でございます。人口は1万919人、面積は47.58km²、その内森林が63%ということで、非常に田舎の町でございます。さて当町におきまして、先ほど県の事務局サイドからも説明ありましたとおり、48年の鈴鹿、四日市流総計画に基づきまして事業化されました北勢沿岸流域下水道事業計画の中で2市9町の中の一つとして平成4年度採択、平成5年工事着手ということでございまして、本年10年目を迎えたところでございます。整備につきましては、下流の人口密集地区、この地図でこの付近で、流域下水道幹線の工事の進捗に合わせて工事を始めました結果、やはり下流の接続を出来る部分から順次工事を始めさせていただきまして、平成9年の10月に一部供用を開始しております。現在平成12年度末で約223ha、人口に対しまして6862人が供用開始をしております。また既成市街地におきましては平成15年度に概ね完了をするように計画をしております。お手元の図面に明示させて頂いてありますとおり本年度で赤い区域、それと14年度は緑色の区域で、15年度にオレンジの区域の工事を終わりますと、既存集落の工事が全て完了を致すというような段階になっております。それでは、評価選定手法のまず選定表をご覧頂けますでしょうか。事業費それから計画諸元につきましては選定表の通りでございますが、その中で全体計画が476.2haとなっております。それに対し現認可が400.6haとなっております。現在その計画の認可に入っていないところが75.6haあるわけでございますが、こちらは区画整理予定地となっております。現況は山林もしくはみかん畑と言う風になっております。こちらにつきましては事業計画が整い次第、認可を取り事業化いたしたいと考えております。また現行認可400.6haの内、337haは既成市街地でございます。63.6haは先ほどの図面にもどらせて頂きますけども、ちょうど今棒で明示させて頂いております図面のあの黒い波線の所でございまして、これが区画整理の予定地でございます。こちらにつきましては平成12年度に市街化編入も済みまして、それからあの組合の設立認可も終わっております。平成14年度には事業化と言いますか、工事を着手をいたしたいとこういふ風に考えておる地区でございます。次に評価手法の判定項目に従いまして評価を行っておりますので、説明をさせていただきます。それではまず1番として関連計画及び関連事業の状況でございますが、当町の関係分の流域下水道幹線につきましては先ほど県からも説明がありましたとおり既に完成をいたしております。また北部浄化センターにつきましても残るは高度

処理の關係の増設部分の工事のみとなっておりまして、これも既に供用開始をされております。次に事業の進捗状況でございますが、平成9年10月28日に第1期の供用を開始、その後平成12年度末には、全体計画476.2haの内、223.1haが整備済み。人口ベースでは6862人でございますが、その内水洗化人口は2704人となっております。既成市街地の整備につきましては、本年度を含めまして平成15年度には事業完了いたしたいという風に考えております。続きまして地元情勢でございますが、工事を実施するにあたりましては、当然事前説明を地元に対して行うわけでございますが、概ね大体3年～5年前には第1回の説明を開始いたしまして、その後測量説明会、工事説明会、工事が終わった後には供用開始の説明会を実施をいたしておりまして、住民の理解と協力ということでは得られておるのかなと言う風に思っております。以上のことから、評価手法といたしましては再評価チェックリストによる評価を行いました。

チェックリストの方ご覧頂けますでしょうか。事業費、計画諸元については先ほどと同じでございますのでご覧頂いている通りでございます。続きまして下の項目別評価の欄でございますが、事業費の推移でございます。特に平成9年からは金額的にかなり伸びておるわけでございますが、これはご存じの景気対策の大型補正と言うことで事業費が非常に伸びておりまして、現在ピークをここ3、4年でございますが、迎えておる状態でございます。続きまして施設の供用状況でございますが、資料の次のページにちょっと供用状況を整理した物をつけさせて頂いてございます。当町におきましては、まず平成9年度が第1回の供用開始になっておりまして、一番最後のページに飛んでおりまして申し訳ないんですが、カラー刷りの図面もつけさせて頂きましたので、それを見ながらお願いしたいと思っております。まず、赤い区域でございますが、こちらが第1回の供用地区約30haでございます。これがもう既に平成9年10月28日が最初の告示でございますので、概ね4年は経過しておるわけでございますが、現在の所の水洗化率は人口と、たまたま世帯も同じ数字になりましたんですが、現在94.1%という風になってございます。それから2回目でございますが、黄色の部分でございます。これが平成11年度に供用を開始した地区でございます。こちらの方につきましても、計4回公示を細かくその都度いたしておりますが、現在最新の数字でございますが、8月20日現在で、人口で行きますと59.1%の方が接続を頂いております。それから続きまして青い区域でございますが、これは平成12年度中の供用区域でございます。計2回告示を行っております。これらの方はまだちょっと供用から余り時間が経っていないということで、現在20.7%の接続率に留まっております。後、一応4年経過、3年経過したのが一部だけと言うことで、地元の声という事になりますと集落の中に用排兼用の農業用の水路が流れておるわけでございますが、そこにメダカが最近泳いでいるとか、後まあ昔でございますが、その川にシジミが以前は居りましたという初老の方、まあ大体60～70歳の方がみえる分けてございますが、ここ昨今見ていないので揖斐川から拾ってきて生かしていると、現在も生きていよと言うことでそう言う声も頂いております。それとまた後八工が居なくなったというような、ありがたい声が届いているような状況でございます。続きまして、地元情勢の変化の有無についてでございますが、現在事業進捗の支障となるようなことは無く、理解と協力が向上していると言う風に思っております。続きまして社会情勢の変化でございますが、多度町は、環境対策を重点政策として進めておりまして、これに対する諸般の変化もなく、情勢の変化はありません。続きまして自然環境条件についてでございますが、やはり伊勢湾の水質浄化と言う目標を達成するためには重要性はますます高まっていると言う風に思っております。続きまして全体計画の変更でございますが、これにつきましては、当初計画では453ha、9900人ございました。諸元の所では476.2ha、1万200人となっておりますが、これにつきましては当初平成3年に、区域取りをいたしまして、その時に隣接してはおるんですが、ちょっと家がばらけて居るとかいう部分は、当初の計画から抜いてございました。しかしながら、昨今農家の新家とかそういうようなことで家も若干増えてまいりましたので、平成12年度におきましては、全体計画の見直しを行いまして区域をプラスした分、人口も増えておると言うようなことでございます。

以上のことから、総合評価といたしまして公供用水域の水質保全と生活環境の改善に合

致するため下水道整備は必要であり且つ社会的要請も高まっている事から事業を継続をいたしたいと当町では考えてございますので、ご審議のほどをよろしく願いをいたします。

(小俣町)

小俣町の上下水道課の松本と申します。よろしく願いをいたします。それでは只今より小俣町の公共下水道事業の説明をさせていただきます。

小俣町は伊勢平野の南部に位置をしまして、平坦な地勢と宮川、大仏山など豊かな自然環境、伊勢神宮にまつわる歴史性の高い風土に恵まれた豊かな町であります。それでは小俣町の概況を説明させていただきます。行政面積は11.56km²となっております。現在の人口は1万8220人となっております。それから北部に国道23号線が通っておりまして、南の方には県道鳥羽松阪線が通っております。それからずっと中程に近鉄の方が通っておりまして、JRの方も通っております。それから東側には1級河川の清流宮川の方が流れております。それから町内を西から東に向かいまして、2級河川のそうご川、外城田川の2川が流れております。それでは下水道の説明をさせていただきます。

小俣町の下水道事業は平成3年度に1級河川宮川を支流とする各河川や水路等の水質保全と居住環境の改善に対する住民の要望が強かったということから、その抜本的対策として有力である下水道の整備に踏み切ったものであります。下水道整備方針は上位計画である中南勢水域流域別下水道整備計画に寄りまして、宮川流域下水道、宮川処理区の対象市町村の一つとして556haを下水道整備を図る方針と決めました。しかし当時といたしましては、宮川流域下水道の着手に至っていなかったことから、役場周辺の人口密集度の高い本町地区の197.5haにおいて宮川流域下水道計画に定める終末処理場とは別に、暫定的処理場を設置して整備を計るフレックスプランを導入することにより、早期に着手をいたしました。平成7年度からは浄化センターの着手をいたしまして、平成10年の4月から一部供用開始いたしました。ちょっと前後いたしますが、第1期計画ということで特に下流部から事業の方を始めまして、平成4年に事業計画認可申請書を提出し、平成5年から8年までの期間で人口密集地49haを整備することで、着手をいたしました。その後平成7年から浄化センターの工事に着手をいたしまして、平成10年の4月1日から一部供用開始をいたしました。なおフレックスプラン以外の地域の整備に付きましては、合併浄化槽で暫定的に処理をいたしまして、流域下水道の整備がなされ次第、下水道に接続をしていく手法ということでアクションプログラムを計画いたしております。それでは評価手法の選定表をご覧ください。事業費、計画諸元については選定表の通りでございます。次に評価手法、判定項目に従い評価を行っています。関連計画及び関連事業の状況についてでございますが、県の流域下水道事業も平成10年度から着手をされており、今年度から浄化センターの着手も予定されていることから、平成17年度の一部供用開始、平成20年代の中頃当町への流域下水道幹線が整備されてくる予定になっております。次に事業の進捗状況であります。平成10年4月に浄化センターを供用開始しており、2期工事も今年度に完成予定であります。また面整備につきましては平成10年、11年度の大型補正により整備面積を広げたことにより当初計画の最終年度より2年ほど早く完成をする予定で平成15年には完了する予定であります。続きまして地元情勢についてでございますが、工事の着手にあたりましては、地元説明会を実施して住民の皆さんの協力がなければ事業が進まないことを訴えて、受益者負担金から宅内工事まできめ細かく説明をしておりますことにより住民の理解と協力は得られております。以上のようなことから評価手法といたしましては再評価チェックリストによる評価を行いました。

再評価チェックリストをご覧ください。事業費、計画諸元についてはご覧頂いた通りでございますが、認可計画につきましては3期に分割をして申請をいたしております。事業費の推移でございますが、整備に当たっての必要事業費を確保しその他事情等考慮して計画的に事業を推進いたしております。処理場用地の取得状況についてでございますが、この用地については近隣市町村で所有するし尿処理場用地があったということから、それを町の方で購入をいたしまして、現在の方は企業が無償で借用をいたしております。施設の供用状況でございますが、浄化センターについては平成10年度から供用開始をし、面整備

につきましては平成12年度末において全体計画197.5haの内131.1haが整備済みとなっております。整備率は66.4%であります。地元情勢の変化の有無についてでございますが、平成12年度に近代下水道制度100周年を記念して行われました甦る水100選の1部門の下水道整備により水環境を回復させた部門に選んで頂いたこともございまして、住民の方の環境意識も向上し事業推進に支障になるような地元情勢の変化はございません。その他社会経済情勢についてでございますが、特に環境整備については小俣町としては積極的に取り組んでおり、事業に支障の出る状況ではありません。自然環境条件についてでございますが、伊勢湾の水質保全のため下水道事業の重要性は高まっております。以上の評価から総合評価といたしましては地元情勢や社会情勢の支障となる大きな変化もないことから水質保全に下水道は必要不可欠であることから事業の継続をし、事業の完成を目指したいと考えておりますのでご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。それでは最後にお手元に配布をさせて頂いております小俣町公共下水道事業の供用状況でございますが、右の方に平成13年、平成12年という風に表示をさせて頂いております。供用開始地区では53%の水洗化率ということになっておりますし、今日現在の7月末では水洗化率の方は65%という風になっておりますので、説明を付け加えさせていただきます。どうもありがとうございます。

(委員長)

はい、そいでは下水道事業の多度町、小俣町につきまして説明を頂きましたので、それにつきましての質問、お考えなどを。はい、どうぞ。

(大森委員)

小俣町、多度町両方にご質問いたします。計画が実施に移されるまでに、既にあった単独処理槽の割合、合併処理槽の割合、既存のものですね、今まであった物の割合が分かれば教えて頂きたい。それから例えば住宅団地とか、ちょっと大規模な開発をした様なところは個別、今のは個別の話ですけれども個別浄化槽ではなくて集中して浄化槽を既に使ってみえた所があると思うんですけれども。そう言った所が供用地区にあったかどうか、あったとしたらどの位あったかをお聞きしたいと思えます。それから小俣町の方の説明で宮川の方の流域下水道がちゃんと出来てないので暫定処理をしていると言う話とそれからそれが出来ない場所に関しては合併処理槽で暫定的に処理をしておりますと言う様なご説明がありましたけれども、暫定という言葉を使ってらしたように思います。それは宮川の流域下水道が完備して、それに接続した暁には、その暫定的に使っていた浄化槽をどうされるつもりなのかというあたりの考え方をお聞きしたい。それから両方の町に渡ってですけれども、今まで合併処理槽を設置されるお宅に補助金を出されていたんじゃないかなと思えますが、この補助金の扱いが今どうなっているか、それから供用開始地区に含まれている所の既存の浄化槽を既に使ってたお宅に対して、その既存の浄化槽をどうするよう指導されているか、それから古いお宅なんかで1つのお家中に何カ所も汲み取りのトイレがあったりというような事もあると思うんですけれども、そういう場合の水洗化の指導です、汲み取り便所の扱いそれからその水洗化の指導というのは、全部を水洗化して繋ぎ込みなさいという指導をされてるのか、別のことをされてるのか、そこら辺のそれぞれの町の担当の方のお考えをお聞きしたいと思えます。

(多度町)

すいません。多度町からお願いいたします。まず1番目のご質問でございますけれども、既存の浄化槽の数がどれ位の割合かと言うことでございますが、ちょっと詳しい何基というところまでは申し訳ございませんが、大体20%位という風に聞いております。その内、合併浄化槽が大体15基位という風に聞いております。(合併が15%で単独が5%位。)いや、合併がすいません15基です。非常に田舎ですので、汲み取り便所がやっぱり多いという事でございます。それと後2番目のご質問、簡単なコミプラとかミニ開発の件です。一カ所ございまして大体戸数で114戸、人数で360人程度の地区が一カ所ござい

ました。こちらに付きましては供用開始というか、流域下水道幹線が出来たときに直ぐに切り替えをして頂いております。現在は全て接続済みという風になっております。それと3点目の合併浄化槽等の既存の部分の補助金はどうかというご質問でございますが、補助金は多度町では出してございません。(出したことがない。)はい、ございません。それと後4点目、既存の浄化槽を宅内設備終わった後どういう風な指導をしておるかということでございますが、基本的には全て撤去なり埋めごろしなりということでございますが、今まで接続されたお家の方で実際に12軒ほどでございますが、中を綺麗に洗いまして雨どゆを繋ぎまして、それで不要水をそこへ出すようにして植木とか花の水やりに使って見えるという方は検査に行った時に確認をしております。それと後5つ目のご質問でございますが、複数のトイレということでこれ正に多度町ではこういうものが非常に多いわけでございます。それで屋敷の大体平均が田舎でございますので1反程度はございます。1000㎡もあると、それと百姓もやっておりますので長靴でトイレ行きたいということで、汚いからってトイレも済みたいということで、必ず外にも便所がございます。多少離れておる場合もございますが、これは事前の測量の際に、繋がれるのか繋がれないのかということ、将来その無くすのか使っていくのかという話ですけども、それを確認をいたしまして繋がれる場合はそこから引っ張るだけの距離を計算しまして汚水柵の深さを決定して、全て今後も利用していくものについては下水道に繋いで頂きたいという風にお願いしております。以上でございます。

(小俣町)

1番最初の単独浄化槽がどれ位あったかということでございますけども、これはやはり多度町さんと同じ位で私所の方も約20%位が単独浄化槽を利用していたということでございます。後、合併浄化槽についてはその中でも大体2、3%に過ぎなかったと、始める当初はその位ということ聞いております。それからコミプラ等、合同で処理をしているところはあるか無かったかということでございますが、小俣町には大きな団地等はありません。ですからこの地域の中にはございませんでした。それからその次に補助金の関係でございますが、小俣町では生活保護を受けている方とか身体障害者の方とか、生活に困っている方等につきましては、ある一定の金額を限度として補助金は交付しております。(合併処理を作るときの補助金に対して所得制限があるということですか)合併浄化槽の方は、私共のこのフレックスプランの中では今はもう既に合併浄化槽でお願いしておるんですけども。その最初の当時はですね、単独浄化槽でやって貰っておったんです。もうすぐ下水道が来るからということ、単独浄化槽で処理をして貰っておりました。法が改正になりましたので、去年の12月から合併浄化槽じゃなくてはならないということになりましたので、今年の4月からは全域で合併浄化槽を使用して貰うようにしてもらっております。

(大森委員)

合併処理槽を付ける場合に市町村から補助金が下りるという制度を持ってらっしゃる所が多いんですけども、それは小俣町の場合は以前は無かったということですか。

(小俣町)

ございました。国の方からとそれから町の方からというか合わせて補助金は交付しておりました。

(大森委員)

それが、供用開始の予定が出来た地区内で、これから合併処理槽を例えば付ける場合にはもうその補助金というのは下りなくなる。

(小俣町)

町の補助金だけは下りるという風にしております。

(大森委員)

供用開始地区でも今でも補助金は下りるんですか。

(小俣町)

供用開始区域でも町の補助金だけです。(町の補助金は下りると。)はい。これはその出るようになったと言うことです。この4月から、はい。

既存の浄化槽のことですが、工事に着手する前に説明会等を開くその場所で、色々な方法があると言う事で埋め殺しとか引き抜くとか、それから1つの方法として、先ほど多度町さんが言われましたように雨水を繋ぐという方法もありますと、そういうような事を説明して納得をしていただいております。それからもう一つ汲み取り便所等がですね何カ所もあった時にどうするんだと言う話ですけども、現在の所全部お便所の方は接続を頂いております。そういう風にまた、指導をお願いをしております。

(委員長)

はい、ありがとうございます。それじゃ、大森さんよろしいですね。

(大森委員)

ごめんなさい、小俣町で暫定にしているものを今後繋ぎ込んだ時に、その暫定で使っていたものはどうするつもりかという質問をしたと思うんですけども。

(小俣町)

すいません浄化センターの話ですね。一応宮川流域下水道に接続をした場合にその建物等につきましても取り壊し処分をするという予定であります。

(大森委員)

それから暫定で付けて頂いた合併処理槽に関しても同じですか。

(小俣町)

合併浄化槽につきましてもある程度耐用年数もございますけども、なるべく早くですね下水道への接続をしていただくようにこちらの方はお願いをしております。

(委員長)

はい、ありがとうございます。はい、それじゃ他の委員の方、どうぞ質問をしてください。

(木本委員)

小俣町さんにお尋ねしたいんですけども、仮処理場の排水の水質はどの程度ですか。

(小俣町)

計画ではBODの方が20、それからSSの方が30と言う事になっておりますが、実績ではBODの方が4、それからSSの方が2という事になっております。

(木本委員)

処理方法はという、通常のバッキですか。

(小俣町)

好気性ろ床法という。

(木本委員)

バッキではなくってる床ですか。(バッキです)はい。ありがとうございます。それと

これは参考までにお聞きしたいんですけど多度、小俣両方共にその単独公共をせずに流域に突っ込んだという意味決定の根拠は何だったかという事を簡単にお聞きしたいんですが。

(多度町)

多度町でございます。なかなか難しいご質問でございまして、やはり事業をする場合に効率的に一箇所で、やっぱり出来る限り効率的にまとめて処理をする、そして出てきたものの事もやっぱり考えなければはならないという事で、小俣町さんも同じだと思んですけど、将来的に繋がれるという事で各町でやはりその処理場を持って維持管理をして、今度出てきた汚泥等も各町でそれぞれ好きな事をやるという事では、やっぱり環境三重県という名前にそぐわないだろうという事で、やっぱり皆が一緒にやるのがいいんだと言う事ではないんですけども、効率的なと言うちょっとずるい言い方かも知れませんが、皆でまとめて知恵を出し合って「まっ一つそういう風にすればいいんじゃないか」と言う判断が働いておったんだと思います。

(小俣町)

小俣町ですけども、お話としては全く同じような事になっております。当町としては地域的に狭くもありまして、なかなかそういう処理場を新たに設けるとか、そういう事もなかなか出来ないだろうし、この計画が出された時点で上位計画として流域下水道という事があったという事から、それに乗っかるというような事からこの計画が始まったという風に聞いております。

(福島委員)

よろしいですか。同じような質問なんですけど、私自身は流域下水道にすると言うことが、本当に河川にとって良いのかどうか少し疑問に感じております。と言うのは、河川の水量が極端と言うか凄く少なくなってしましまして、お魚が住むのにとても悪い環境ができてしまうと言うことがありますけど、その事については両町どのように思っていられるのでしょうか。

(多度町)

多度町でございます。今のお話はバイパスの問題で、当町ですと揖斐川へ流れておったものがいきなり伊勢湾へ行くと言うことで、そこら辺りも私のその個人的な意見でございますけど、将来はやはり導水事業なりを導入して、当町では水環境事業が今始まっておりますけど、河川の整備でございますけど、遊歩道をちょっと付けたりしてと言うことで、そこで整備した後、商工会なんかがちょっとしたプールを作って祭りを子供寄せてやったりとかするわけでございますけど、そういった所にたまたまこれ雨の後ですので水があるんでよるしいんですけども、そういった所で遊ぶのにやっぱり水がないと言うのは非常に将来子供の事を考えるとまずいと言うことで、やはりどこかにその代替水源を求めて、上流部からやはり流すという事業も1つ考慮しなければいけないのかなという風に考えております。

(小俣町)

小俣町といたしましては、特にそういうことに関して意見をもっとるという事ではございません。ただ、個人的な意見という風な事で聞いて頂くと良いんですけども、やはりそういう事は今現在1級河川の宮川では流量の確保とかそういう事も色々話し合いは行われております。そういう事ですね、やはり我々の支流とかそういう所も取り入れる形で、豊かな流というのは昔からの宝でございますので、そういう事に今後はやはり力を入れていかならんとそういう風に思っております。

(福島委員)

皆さん個人的にはそういう風に思っただけなので、個人的な意見が公の意見に、なるべく早くなるようにと思っておりますが。

(大森委員)

先ほど質問させて頂いた点について、ちょっと意見を言わせて頂きたいと思います。一つは多度町さんが1カ所あの集中でされてる所があって、360人住んでみえた所の接続が済みましたというご説明があったんですけども、その時にそれまで使われてた集中浄化槽ですね、それはどういう風にされました。

(多度町)

これは、某不動産屋さんがやっぱり商売上非常に賢くて、用地は貸してますよと。その120戸に組合を作ってます管理組合ですが、そこへ用地だけ貸しますよというかこうやってやったわけです。それで切り替えたなら、直ぐにこれを壊して売りますよと言う事で、既に住宅が建って、そこへ汚水桝をつけて供用開始をして頂いております。平成11年度の事でございます。

(大森委員)

去年この場で下水道の各市町村の方に撤去と埋め戻しの指導だけで窓口でされるのは大変もったいないと、折角地中にタンクがあるんで是非雨水タンクとして利用して下さいという話を私何遍もしたんですが、随分色々な所で賛同をして頂いた方が見えて、今お聞きしたらそういう説明もして頂いてるということですし、実際にされた方も見えるというような説明を頂いたんでとても嬉しかったし、心強く思いました。そういう形で下水道は下水道として考えなきゃいけないこともあるとは思いますが、是非も含めて考えなきゃいけない事があるとは思いますが、繋ぐとしたらこの今使っている浄化槽をどうしようかと言う話をちょっと考えて頂きたいし、それで一番発言力のあるのは役所の窓口で実際に座って見えて、色々な指導をされている方だと思いますので、是非その辺の助言を含めて住民の方に説明をして頂けるとありがたいなと思います。説明をして頂いてるという事を伺ってとても心強かったです。ただですね、小俣町の方で浄化センターは取り壊しますと、合併処理槽についても適宜下水道への接続をして下さいという風に頼みますと言うようなお答えがあったんですけども、これも一緒のことで、先程のは不動産屋さん絡みだったみたいでもう撤去して何か売られたと言うことなんですけれども。現在使っている浄化センターがあったり、それから現在使っている合併処理槽がある場合の下水道工事との絡みというのは、結構デリケートな部分だと思うんですよ。それでやっぱり基本に持って頂きたいのは、最終処理水を浄化することが最後の根本的な、基本的な目的がそこなんだという事を、基本的に忘れないで頂きたいんですよ。下水道、県の事業であってこれだけのお金懸けて、これだけの工事してるんだからみんなが繋ぎ込んでもらわなきゃこっちの事業がなり立たないよ、という論理の方で個別の指導をされるとやっぱりこちらに繋いで下さいという話に絶対なるんですけれども。個人のお宅で考えた場合、自分の所を出している汚水や雑排水が綺麗になって川や海に流れることがベストだと。その為の下水道であったり、その為の合併処理槽であったりするわけで、その方法が何をを使うかというのは色々なケースがあり得るだろうと私は思うんです。ですから単独処理槽の場合はちょっと論外ですけども、合併処理槽を適切に使っているお宅がある場合、極端なことを言うと市町村の方は「ありがとうございます」と「お陰で助かります」と言っても良いんじゃないかと思う位、やはりそれはその方の日常のメンテナンスも全てあるわけですから、その位の考え方にちょっと頭を切り換えて頂きたい。どうも色々な実例を見聞きしますと、砂入れて埋め戻して下さいと簡単におっしゃる。そんな勿体ない話無いんですよ。だから合併処理槽を埋め戻す、それも5年か6年しか使っていない合併処理槽を埋め戻すというのは、これはもう個人の資産に対する暴挙としか言いようがありませんし、それから単独処理槽を下水道に繋ぎ込む指導をなさるんでしたら、それはそれで結構ですけども、その時には単独処理槽をその方は50万も60万も掛けて当時設置したわけですから、それに対して

これは雨水を繋ぎ込めますよとか、こういうやり方がありますよとか、やっぱり色々な提言なり提案なり、それに対するサポートなりもして頂けるとありがたいなと思います。とにかく住民の方というのは、繋ぎ込まなきゃいけないと言われると、繋ぎ込まなきゃいけないと思ひ込むし、お金が掛かってかなわんなあ、と言う話の発想にしかやっぱりならない方が多いんです。勿論お金も掛かる話ですけども、そこら辺が役所の方がちょっと頭を切り換えて頂きたいと思ひます。それから、もう一つ言ってもしょうが無い事かも知れませんが、多度町の場合で考えますと今凄いい概算、アバウトな数字なんですけど、今まで使った事業費が総額で40億なんです。供用で水洗化されたお宅がざっと1000世帯なんです。1世帯当たり大体400万円かかっているんですね、もの凄くアバウトな数字ですけど400万円かかっているんです。100万か150万もあればとても良い合併処理槽が入ります、全戸に。その辺を事業としてどう考えるんだろうと言うことも、市町村の窓口の方にこれを言うのは酷なのは充分分かっておりますけども、ちょっと考えて下さい。1世帯400万円かけてるんです。お願いいたします。

(小俣町)

あの私共が説明会等に行きますと、やはり一番最初に話があるのが、今まで入っている単独浄化槽、これについてはどうしたら良いのだと言うことが一番多いんです。それについて私共が言っている事は、単独浄化槽について埋めごろしにするのとそれから撤去するのでは工事費については半分違いますよと、倍違いますからなるべくなら安い方でお金のかからないようにして頂いた方が良いんじゃないですか、という風に言っております。それから合併浄化槽、それにつきましては、やっぱり私らの所もミニ開発で不動産屋さんが建てた所は合併浄化槽が皆入っているんです。私らの所は買って未だ3年も経っていないのに合併浄化槽、それをまた、撤去してこういう風にせえと言うのかという風に必ず質問が来るんです。ですから私共も無理に、直ぐに3年以内にどうしてもせえと、そういう風に私共もなかなかよう言いません。ですからなるべく早くとお願いをいたします。そして、その有効利用と言う事で単独浄化槽にしてもそれから合併浄化槽にしても、こういう風な方法がありますよと言う事で私所はやっております。ただ合併浄化槽を利用して見えるお家につきましては、屋内の排水設備工事というのは本当に安くつくんです。もう合併浄化槽の後へ柵へつけたら良いだけですので、屋内の排水設備工事としては本当に安くつくと言う事でご説明を申しております。

(委員長)

他に質問など、ご意見なりどうでしょうか。

(木本委員)

揚げ足取りのような質問で大変申し訳ないんですが、両町の再評価チェックリストなんですが、殆ど同じ文言が並んでおるといふ、その中で流入水量が殆ど同じ人口なのに6000トンと5000トンで違うんで原単位がどうなってるのかなと、両方の町でいかがでございましょうか。

(多度町)

ご質問の件でございますが、実は当町におきましては県の接続点が3カ所ございます。そこに量水器をつけてございます。これ何でつけたかと言いますと、せこい話なんですけど、県に怒られるんですけど、流域によろけ取られると困るもんで、町の所にちょっと付けて確認をして、払いたいというのが一番最初の主旨でございました。それに寄りまして毎日を送って参りまして、実際の下水の流入で最大を取ってございます。そうすると大体やっぱり概ね、11月、12月位が最大が出てまいります。多少ちょっと前後しますが、それを足すと当町の場合は705という数字が出てくるわけでございますが、これを1戸辺りに直しますと大体平均260リッターで、一人当たりになっております。ちなみに原単位でございますが、生活だけで申しますと最大は380で見込んでございますので、そうし

ますと大体69%位しか実質流れていないと言うのが現状でございます。

多度町の場合水道が大体 m^3 あたり100円、下水が120円~140円で逆転現象になっておりますので、下水が非常に高いというイメージがございます。ですから非常に節水という事で流量が、減ってきております。水道代が大体3トンとか4トンですね、繋いで頂くと。不思議なんですけども、非常にありがたいという事で、これも説明会なんかでもご説明をさせて頂くわけですが、1つは節水型であるということと、それと田舎の生活でございますので、やっぱり地道にあまり水を使わずにというのが現状じゃないかなという風に思っております。

(小俣町)

この1690トンというのは、去年の9月でしたか一番最高、日最大水量が排出されてきたという事でございます。当町では、水道水の利用が大体1世帯当たりドラム缶5本分、約1トンの水をお使いになります。その水に対して、こちらの方へ流れてくる水がその80%位ですから、今12年度末では大体1110何世帯位が繋いでおるわけですが、それに対して大体1000トン~1100トン位の水が流れて来るというのが平均的でございます。この時は特に、1600も入っておりますので何か原因があったのでは無いかなという風に考えております。

(木本委員)

ありがとうございました。両町ともほぼ実測そしてデータからということで決められたと、ありがとうございます。

(速水委員)

最初の1ページの評価の一覧表で両方今見てるんですけど。こういう公共下水道って、1つのフォーマットでこうやらざるをえない所があると思うんですよね。特に流域の場合は、繋ぐ相手様が1つこう主導権持ってる見たいな所があると思うんですけど、そういう意味ではずっとこう考えてますと、個々の部分で何て言うんですか、コストをどう下げてくかって言うのは非常に大きな問題、そこの工夫の問題が凄く大事になるという事。ここで殆ど同じことしか書いてないと言うか、全く同じことしか書いてないんですけど。日頃自分達が設計なり、色々担当されてて、こういう部分でもう少しコストが下がるんじゃないかという所があるんですかね。両方に一度、あの県の皆さんがいて言いにくいのかも知れないんですけど、そういう所が本当は、あの水道事業も僕同じように皆さんにお聞きすることあるんですけど、なかなかその1つの規格に沿ってやりますと、個々の市町村が工夫する部分が無いという風なところがあるんですけど、やっぱりその中でもこういうフォーマットが決まってやってく所は、もうともかくコスト下げていくという風なところがある。これですと殆ど規則が変わったとかですね、そういう中で実はその努力をしてるんじゃないかと、下がりましたよと言うだけの話だと思っております。その辺をちょっと両町でお聞かせ頂きたいと思っております。

(多度町)

多度町でございます。委員さんのご指摘の通りでございます。昨今会計検査等もございまして、やっぱり管を浅くても良いじゃないかとか、もうちょっと形を小さくしなさいと言うような事で、これはもう日本全国マンホールをちょっと距離を伸ばしなさいとか、小さくても良いじゃないかとか言うことで、これはもう日本全国何処でもやっておることですから、当然再生材等含めて同じような話が出て来るんだろうと思っております。その中で、特に浅くするという話でございますけども、当町の場合先程もご説明させていただいた通り、1000 m^2 も敷地がございますとその奥からやっぱり管を引っ張ってくるにはどうしても80cmとか1mの柵が必要になってくる訳です。そうした時に60cmで良いじゃないかという話になりたないことが非常に多くて、都市で下水をやる場合と田舎でやる場合というその条件の違いで、コスト縮減対策としては決められた事は最低でやっ

ぱりきちっと縦断も決めますけども、やっぱり本来ですと屋敷がもっと道路の前に来ていて近ければ60センチの柵で済んだ物が、やっぱり家が奥にあって前は畑にして庭にしるとなるとどうしても1mいると言うような事で、なかなか多度町の場合、非常に縮減対策の独自性のものというのは、ちょっと苦しいというような事もあるわけでございます。当然ながらきちっとその会計検査院なり国土交通省なりの指導には基づきまして、県のチェックも受けてございますので、当町といたしましてもそう言った事でかなり縮減ということは出来ておるわけではございますが、なかなか町独自でと言うと、やっぱり事業合併施工をするとか、そういう方法を取るのが一番の効果があるのかなという風に考えております。当町におきましては、今現在図面をお配りした中でも一応潰してはあるわけでございますが、色塗りの的にはですね、一部分的に色の飛んでおる所もあるわけでございますが、そう言ったところで一カ所事業が止まっています所は家が5、6軒しかないんですが、その中に公図上の道路がないというような地区がございまして、その中の地権者がその区域に住宅を持っている方ではない、全然関係ない方が畑なり何かを持ってあって、そこで歩く道で今家に入っておると言う地区が今一カ所ございます。その力所に付きましては、今年でございまして工事がようやく出来るようになりまして、水道管を入れて道路を付けてという事で下水だけが先行するのではなくて、申し訳ないんですがと言う事でとにかく合併事業でやらせて下さいという風な格好でやっておる例はございます。後、当然土木サイドの側溝等とか擁壁等で、この際にやっぱりやる必要があると言う事であれば、やっぱり合併施工でやりまして、設計書等も合算経費と言う事で、とにかくその年度でやる事業を一本で全部設計書を起こしまして、経費を出来るだけ取らないという風な方法の程度でございまして。

(小俣町)

小俣町です。コストの削減につきましては、三重県なり、建設省なりの指導に基づいたものは全て行っております。ですから再生材でありますとか、管経を細くするとか、最小土被りを見直すとかは他の市町村に遅れずに実施をしております。それから、当然特別会計、事業会計でやっておりますので、宅内工事をして頂くと検査をして料金を貰うと言う事なんですけども、そういうのも早くしたいというような指導をして、少しでも料金の回収が出来るようにと言うような事は日常心がけております。以上です。

(大森委員)

雨水量の話で付け加えさせていただきます。愛知県の豊田市は、今先程申し上げたように下水道処理で不要になった個別の浄化槽を、雨水再利用のために転用するという工事をしますと、市が補助金を出しております。10年位の実績をもう持ってらっしゃいます。下水道課の方にお話を伺いましたら、集中豪雨対策か何かの名目かで国の補助金が少し使えるんだというような説明もされてました。ちょっとその補助金絡みの話、私あんまり詳しくないんですけど。実際やっていて、市内の水道業者さんもかなり積極的な方は件数沢山やって実績も持って見えます。もし市町村として、積極的に進めて頂くご意志がありましたら是非参考にして頂きたいと思っております。後、県内では菰野町が、補助金とまではいかないんですけど、1年以内に雨水利用をする場合には何かを出すというような事で、去年の夏位に決めてる見たいです。未だ実績は無いとおっしゃってましたけれど。多少動きがあるようですし、実際しようと思うと使える手はあるようなお話でしたので、是非積極的にして頂きたいと思っております。先程合併処理槽は繋ぎ込むのに工事費がかからないと、これはもう当然の話でして、逆に言うと繋ぎ込む必要、1円もかけて繋ぎ込む必要は無いと私などは思います。ですからそこら辺のその下水道工事を担当なさってる方に、下水道はけしからんと言う話をして仕方がないんですけども。やっぱり色々な方法があると、処理するには色々な方法がありますと、このケースだったらこれが良いでしょう、このケースだったらこれが良いでしょうというのは絶対に何かケース・バイ・ケースで違ってくるはずだと思いますので、その何もかも単一の見方で指導と言う形でなさることをちょっと避けて頂きたいなと思っております。お願いいたします。

(小俣町)

よく分かりました。ですけど、ちょっとお言葉を返すようでございますが、その合併処理をして見えるお家がきちんと検査をして、手入れをして流して頂くんならそれも結構なんです。そして、放流先が問題なんです。要するにその放流先はおそらく側溝、道路側溝へ流されると思うんです。道路側溝へ流されると、その所で蚊が発生したり環境整備にも全然違って来るんです。今私共の自治区の方で、80%~90%位の普及をしておるところで、その内何かが年に2回位ドブ掃除をするわけですよ。ドブ掃除をする時に、殆どの所はドブ掃除をしなくて良いという状況です、雨水だけしか道路側溝へ流れませんから。ですけども、その2軒か3軒位残っておる家だけがそこへ流すと、そうするとどうしてもそこが水が溜まる、それで蚊の発生が来る、ぐちゅぐちゅしとる。お前とこが流すんだからこれドブ掃除もせないかんぞと言う風な事にもなって来るんです。ですからなるべくなら繋いで頂きたいという風に説明会でも申し上げておるんですけども。そういう事もちょっとご理解頂きたいとこういう風に思います。すいません。

(木本委員)

好気性ろ床法と言われたんですけど、仮センターはこれ好気性ろ床法なんですね。どういう施設ですか、ごめんなさい無知なことで申し訳ないんですが。どうも浄水の浄化の方をイメージしてしまってる床というと。

(小俣町)

普通そういう色んなバッキ槽とか、色んな処理槽が分かれておまして処理していくんですが、この槽は濾材を充填いたしまして、その濾材の中を通る処理原水をバッキをしまして綺麗にしていく方法になっております。濾材を通る時間とかそういったものの調整によって綺麗にしていくという事で、その濾材が汚れましたらまた、その処理水を利用して濾材を綺麗にしていく逆洗というものをして、そういった工程を繰り返して処理していく方法となっております。

(木本委員)

やっぱり昔の浄水の浄化と同じ様なものを下水に応用した感じでございますね。そうですか。ありがとうございます、始めて知りましたお恥ずかしい。

(委員長)

他にご意見ございますか。それじゃ色々なご意見が出されましたが、それぞれ地形とか色々な条件の中から、もっとこの多様な選択肢の中から最適な方法を選ぶというような自由な考え方を出来るだけ持って事にあつたて貰いたいと。それから住民の方に対する指導、既に浄化槽を持っている場合の処理の仕方についても、さっき雨水利用、雨水処理に利用するというような方法があるという事もございましたし、そういう事で単純に右へならへ式な方法だけじゃない方法も充分によく考えて行政に当たって貰いたいと。どうもそういうような意見ですね。ひとつご参考にして頂ければと思います。一樣ですね、この件については本日の質疑は以上という様なことにしたいと思います。次回に、審議答申と言うことになると思います、どうぞよろしくお願ひします。

それでは後、区画整理と都市公園がございまして。そもそもの話は良いでしょ省略して貰って。個別の事業についての説明から入りたいと思いますので、どうぞお願ひします。

(名張市)

失礼しました。名張市都市環境整備部区画整理課長の堀永です、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは中央西地区土地区画整理事業について説明させて頂きます。まず最初に事業地区の位置について画面を使いながら説明をさせて頂きます。この図面は1万分の1の名張

駅周辺を中心にしました市街地の地図でございまして、中程の黒い真ん中に通っております線が近鉄大阪線でございます。こちらが名張駅でございまして、方向としましてはこちら大阪方面になります、反対が津方面でございます。国道165号がこちらでございまして、名阪国道から美杉村の方に向かいます国道368号がこの様に通っております。ここが桔梗が丘の住宅地でございます、丸い線で囲まれておりますこの部分が名張の既成市街地でございます。また、この周辺が鴻之台地区でございまして、ここには市役所がございまして、名張市の中心に位置する、この赤い色で塗っている箇所が施工区域でございます。この赤い部分でございます。それでは1ページの再評価項目調書に沿って説明をさせていただきます。まず施工地区名は中央西地区でございます。施工者は名張市でございます。施工面積は42.2haです。次に再評価の実施理由といたしましては、事業着手後10年が経過し、現在も事業が継続しているためです。長期化している理由としましては平成9年度に仮換地指定を終えています、地権者一人一人の理解を得るため供覧に期間を要したこと、また、建物移転交渉に予想以上に期間を要したことが、遅延の大きな要因になっております。次に事業目的でございますが、本事業は都市計画道路を根幹として公共施設等の整備改善を図るとともに、本市の中心地区としてふさわしい健全で活気ある市街地を造成しようとするものでございます。画面を見て頂きたいと思っております。写真なんですけども、施工地区は当市の表玄関である名張駅に近接しておると言う事でございまして、現況は大部分が農耕地でございました。そう言ったことで駅に近い所からスプロール化等の現象も見られる状況になったわけでございます。こう言ったことから、本事業により名張地区既成市街地と鴻之台地区とを合わせて10万人都市名張の核作りを目指し、新しい中心地、市街地を作ること、更には伊賀地区の中核都市としての役割も担える都市基盤の整備を推進しようとするもので、具体的には商業等の都市機能の整備、また快適な住環境整備を備えた住宅地の整備、都市計画道路の整備等5つの事業テーマを定めまして進めているものでございます。なお、計画戸数としましては990戸、想定地区内人口は3366人でございます。次に整備される主な公共施設についてでございますが、画面を見て頂きたいと思っております。整備区域内の道路は都市計画道路が5路線ございまして、1つには東町中川原線、幅員25m、4車線道路が延長903.3mでございます。それから本町夏秋線、幅員16mと一部25mでございます。これが延長にしまして154mでございます。次に名張駅桔梗が丘線でございます。幅員が16mの部分と18mの部分がございます。延長が643.8mでございます。平尾中央公園線、幅員12m、延長が602.2m。平尾蔵持線、幅員12m、延長656.1mと言うことで、都市計画道路が5路線でございます。後、区画道路が幅員が12mから6mと分かれておりますが、総延長にしますと7355.4mでございます。後、特殊道路としまして緑道整備を考えていますが、幅員6mから4m、延長が476.4mです。このうち本町夏秋線につきましては、平成10年4月に、それから名張駅桔梗が丘線が平成13年4月に既に供用を開始してある状況でございます。来年の4月までには、東町中川原線の一部でございますけど延長にしまして447mを供用を開始する予定で進めております。また公園は5カ所ございまして、緑の部分なんですけども総面積は1万3850㎡でございます。その他に水色で塗ってある所なんですけど、調整池が4カ所、総面積9000㎡、それから黄色で塗ってある所でございますけど、公共施設用地としまして2カ所、総面積が2万㎡がとっております。次に事業の進捗状況ですが、事業採択が平成4年度、都市計画決定が平成4年度、施工期間は当初平成6年から平成13年度でしたが、平成11年度において事業計画の変更を行い、施工期間を平成17年度までに延長しました。事業費につきましては、106億5000万円、補助事業費としまして50億8500万円、既に投資している事業費は総事業費ベースで72億6000万円を進捗率にしまして67.7%、補助事業費ベースで35億3300万円を進捗率69.5%となっております。次に、仮換地確定率は99.8%、使用収益開始率は0でございます。建物移転率は86%となっております。現在の施工事業内容等については、都市計画道路、区画道路、築造及び宅地等の造成中とございまして、工事概成予定を平成15年度としております。画面を見て頂きたいと思っております。これは今年の1月現在の写真なんですけども、茶色く見えている所が既に工事の終わっている所でございまして、引き続

きましてこの青い部分について、これから工事を進めさせて頂くと言うところでございます。次に、事業に対する地元の状況でございますが、理解と協力を得ており、現在では工事、建物移転等も順調に進めているところでございますし、また地権者も事業の早期完成を望んでいるというような事でございます。次に当該事業の上位計画につきましては、新しい名張市総合計画のまちづくり戦略プランの中で、誇れる名張の顔づくりとして位置づけしています。この画面はイメージ像なのですが、誇れる名張の顔づくりと言うことで顔づくりとしましては、3つの柱を立てておりまして、1つには名張街中再生でございます。既存の市街地の整備をしていこうというものでございます。それから2つ目は名張駅周辺の整備でございますが、名張駅については東広場の方は整備が終わっておりますけど、西広場についてはこれから整備をしていかなければならないということで、2つ目に上げておるわけでございます。3つ目は新しい市街地の整備でございますが、市役所のごさいます鴻之台地区とこの中央西土地区画整理の施工区域を広域的な行政業務、情報交流の拠点として計画的にまちづくりを進めるといたしております。また、近畿圏基本整備計画と新しい三重県総合計画においては、都市機能の充実を図るとなっている他、新しい伊賀地区ふるさと市町村圏計画と伊賀地方拠点都市地域基本計画の中でも、安全で快適な生活環境を創造するとなっております。次に関連プロジェクトの状況ですが、公共下水道事業については終末処理場の完成が平成17年度であり、区画整理事業完了年度と整合が図られています。画面を見て頂きたいと思っております。平成10年度には、この赤い部分の終末処理場の位置と処理区域について都市計画決定を行ったところでございます。色塗りの赤い部分が第1期事業として、事業認可を受けた約217haの部分でございますが、この中の赤い色の部分が当区画整理事業区域と言う事でございます。現在、管工事を中心に平成11年度より本格的な工事をさせて頂いてるという状況でございます。次に関連事業の整備状況でございますが、まちづくり総合支援事業の採択を受けまして、区域内の公園5カ所の上物の施設整備、それからせせらぎ施設の整備、耐震性貯水槽3基をこのまちづくり総合支援事業により設置をしていきたいと言うことで、今後進めていく予定にしております。それから次に社会経済情勢の変化については、地区周辺で地価の下落が見られております。ちょっと見にくいですが画面を見て頂きたいと思っております。区画整理区域周辺5カ所の地価について調べたグラフでございますが、下の方が各平成6年から13年度を表しております。左の縦の線がその地点の㎡辺りの単価を示しているものでございます。ここ近年の傾向としましては、こんな様に3～4%位の下落というような状況になっておるのが現状でございます。次に自然環境条件の変化につきましては、本事業により農地が宅地に変わっていくと言うこととなります。次に費用便益分析でございますが、街路整備効果につきましては、B/Cが1.84で1.5以上、土地区画整理事業効果については、B/Cが1.33で1以上でございます。資料の一番最後の7ページでございますが、ここに費用便益分析結果と言う事で計算式を上げておりますので、この説明を若干させて頂きたいと思っております。1の都市計画道路整備による費用便益分析でございますが、費用便益比は供用から40年間の便益を基準年に、平成14年を基準年としまして、これにおける価値として数値化をしまして、それを事業費と40年間の維持管理費の合計、基準年の価値で除して求めると言う事になっておりまして、費用便益比は走行時間短縮便益+走行経費減少便益+交通事故減少便益の事業費+維持管理費で除したものでございます。今申し上げました走行時間短縮便益と言いますのは、計画道路が無い場合、都市計画道路でございますけれども計画道路が無い場合と計画道路がある場合の区間走行時間の差を費用に換算した値でございます。それから走行経費減少便益と言いますのは、計画道路が無い場合と計画道路がある場合の区間走行経費の差でございます。それから交通事故減少便益につきましては、計画道路が無い場合と計画道路がある場合の交通事故損失額の差というものでございまして、こういった考え方で整理をさせて頂いた数値が、この下に書いていますように108億5700万+2億3500万+1億7100万分の60億7700万+2800万=計算しますと1.84になると言うことでございます。

それから2番のヘッドニックアプローチによる土地区画整理事業の費用便益分析でございますが、ここに書いてますように費用便益比は事業開始から換地処分後40年までの間の

便益及び費用を基準年次を平成14年度としまして、これにおける現在価値として数値化し便益の現在価値を費用の現在価値で除して求めるということになっておられるわけでございます。便益としまして施工地区内と周辺区域を合わせた範囲内における事業が行われた場合と行われなかった場合の各年次毎の総地代の差の合計、費用は事業費と維持管理費、換地処分後40年間の維持理費及び公供用地の増加分に相当する用地費の合計と言う事でございます。これを費用便益としまして事業有無の総地代のその各年次合計分の事業費+維持管理費+用地費と言うことで数値的には201億1100万分の110億6100万+8800万+39億9100万を計算したものが1.33となっております。

最後にコスト縮減方策についてでございますが、当市においても平成10年度から厳しい財政状況に対応する為に、公共工事担当部局のみならず、その他の関係部課も含めて全庁的にコスト縮減対策に取り組んでいる現況でございます。そういった事からこの事業についても工事の設計等の見直しや工事発注の効率化、また、再生砕石、再生アスコン等のリサイクル材使用、及び下水道管の口径やマンホールの間隔の見直し等のコスト縮減を図って現在進めさせて頂いております。以上概略ででございますが説明を終わらせていただきます。市の新しい中心市街地として位置付けられておるこの重要な事業でございますので、平成12年度末では事業進捗率が67.7%にもなっておりますし、本年度工事も順調に進めさせて頂いている状況でございます。また、地権者も早期に土地利用が計られるよう望んでいる事から、引き続きまして事業を継続したいと考えていますのでよろしくご審議頂きますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

(委員長)

はい。どうも説明ありがとうございました。それじゃ、この事業につきましての質問を受けたいと思います。

(大森委員)

ヘッドニックアプローチによる土地区画整理事業の費用便益分析と言うところで、私不勉強でこういう評価の仕方があるというのを初めて知ったんですけれども、これは要するに土地区画整理事業をしてきちっとした区画になるんで土地の値段が上がるだろうという発想ですよ。現実にはこれ地代で次から次へ上がってくるもんじゃない時代になってると思うんですけれども、これは一応その値上がりするだろうという風に計算してみえる訳ですか。

(名張市)

この計算式につきましては、そういった計算するマニュアルがございまして、こういった形で出すと言う事なんです。おっしゃっていただいておりますように、地価というのは当然変化するわけですけども、この区画整理区域につきましては、現状が青くなっておりますが大半が農地であったわけです。そういった事から当然宅地になっていくと言うことで、投資をする訳でございますし、評価としては上がっていくと言うことは当然になってくると思うわけです。それらの増進率とかも一応事業計画立てる段階では計算等もしております。

(大森委員)

上野の新都市にしる名張にしる、あの辺はとても大規模に宅地を造ってらっしゃる所を目にして、今時こんなに沢山宅地を造って大丈夫だろうか、人事ながら心配になることがよくあるんですけれども、本当にこれだけの投資をして宅地という形にして有効利用されていくもんなんでしょうか。と言う質問は何か変だなと思うんですけど、本当に心配になって来るんです。人口はどんどん減って、高齢化していく、そういう要因ばかりある時代として、新しい区画整理をして、新しい宅地をどんどん造ることが果たして住環境にとって良いことなのかなということ、ちょっと考えていただきたいということも含めて質問させて頂くんですけど、不動産屋さんの土地の値段でこれで上がるかという話もそれはそれとしてお聞きしたいです。

(名張市)

ご承知のように名張市の場合は元々人口が3万人、昭和30年代はそういった人口であったわけですが、高度経済成長期に入りまして昭和40年代位から名張市の方は、1つには図面の上の方なんですけども、桔梗が丘の住宅地、近鉄が開発した住宅地が昭和38年の後半位から張り付きが始まったわけなんですけども、大阪まで大体特急で55分くらい、急行で1時間10分程度のそういった位置関係から、その開発が成功したと言うことで、それからドンドン、ドンドンこの名張市の場合は住宅の開発が進んできたわけなんです。10ha以上の住宅団地というのは、名張市の場合35、6実は出来ておりまして、この国道165号線を境に山手に、両方とも山手にそういった団地が沢山出来ています。そういった事で現在の人口が、4月1日現在で8万5323人と相当増えたと言う事なんですけども。私ら聞いている段階では、人口伸び率が全国1番というのが2、3回あったような事も聞いています。そういった事で、最近では微増にはなってますけども、なおかつ増えて来ているのは現状であると言う事の中で、おっしゃって頂きますように環境とかいう事を考えますとそれが比較点かどうかと言うことはあるわけなんですけども、名張の場合このエリアが大きな開発としては最終であると言うことで、もう大きな開発はまず出来ないという状況になってますし、もうこれ以上はさしてはいけないと私も考えてます。そういった状況で、この区域については10万人都市、今年新しい総合計画が出発したわけですが、平成22年前期10年計画で9万人をまず目指そうと言う事で、将来10万人口で名張市の都市をと言うことで考えておるところでございますし、この区域の場所については、用途地域の変更を平成10年度にさして頂いており、商業等も入れ込んだ用途地域と言う事で、市長が良く言ってますが、若者が定着するまちづくりが必要やといつも言ってますが、そういった事で活気あるそういう町を造る中心地をこの中央西に造っていかうと、この様に市としては考えて進めているのが現状でございます。具体的に土地利用が本当に心配と言うのは私らもそういう事のお心配をしているわけでございますけども、そういった中で地権者等も所謂開発慣れしている方もおりますし、農地で持っていた方何かはそういう所については余り詳しいことは分からないと言う人も沢山います。そういった中で、実は財団法人区画整理促進機構というのがございまして、そこは区画整理の支援をすると言うことで、色んな仕事をして頂いてまして、例えば工事の代替えとかそういう事もして頂くようなことも出来ますので、そこで土地利用を図っていく、そういった応援もしていかうと、言うことで、事業主さんに土地活用の応援をしようと言うそういう制度がございまして、実は名張市もお願いしまして、この全部では無いわけですが東町中川原線、南北に通ってます東町中川原線、この沿道沿いが実は商業地域と近隣商業地域になっておりまして、これらの所についての土地活用をする誘致をして行こうと言う、そういうものをお世話願いたいと言うことで、平成12年の3月に促進機構が主催する現地説明会をして頂きまして、登録している業者、デベロッパーさんとかゼネコンさんとか、そういった方が参加して頂きまして説明会を持って頂いて、この広い土地の部分の土地活用の提案をして頂きたいという事で、そういう事も実は進めておりまして、今現在2社手を挙げて頂いて、まちづくりの応援をしたいと言うことでやって頂いておりますし、これからもそれ以外にもまちづくりを進めるために地権者の組織がほぼ出来上がってきていますけど、そういった組織も利用しながら、そういった誘致を図っていくという事を今後進めて行こうという事で考えているのが現状でございます。

(委員長)

質問に対して答えて頂いたような答えて無いような感じなんですけどよろしいですか。はい、それじゃ。

(福島委員)

特に名張市さんにお答え頂きたいと言うことでは無いんですが、先程も大森さんがおっしゃってましたがヘドニックアプローチ法と言う分析方法なんですけど、例えば名張市さん

のように、農業で使っている土地を都市化するという面では、非常に地代が上がるわけですから当然便益の数値も上がってくるわけですね。例えば四日市さんのような都市の中でこういう事業を行いますと、元々商業都市をまた同じように商業都市にするわけですから、地代が下がってくる事がひょっとしたらあり得るわけです。当然そこでは同じ事業でありながら、初めから違った数値が予想されてくるわけですね。だからこの方法が、本当にこの地代と言う事で測定して良いのかしらと言う素朴な疑問があります。地代という時、私学生の時に勉強しましたマルクスの資本論とかですね、そういうのがふっと浮かんでしまって、本当にこれでこんな単純な算定方法で良いのかしらという風に思っていました。

それはまあヘッドニックアプローチ法について私の素朴な感想なんです。名張市さんの場合、もう一回全体の地図を見せて頂いたらどうでしょうか、すみません。今までの既存のこれ商業地、結構あちこちに今市街地がもうあるわけですね。今の所は、結構森が有りまして、こう緑の所を今度また、市街地になさると言う事をなさってらっしゃるわけですが、全体の都市計画の中で新しい地区がさっきもおっしゃってましたけども、どういう風な位置付けになるのか。あるいは、この緑の農業地、例えば鈴鹿市なんかですと真ん中の方にあえてこの農業の緑のグリーンベルトを残そうという風な試みもやってるわけなんですけども、そういう返ってですね緑の部分を残して、また公園等ををもっと沢山残しといこうかなとかいう風な、そういう発想とかは無かったんでしょうか。

(名張市)

この42haの区域内で、一応緑地率を3%以上を確保しようと言うことで、公園を5カ所、それから緑道の整備をしていくと言うことで、これが緑道整備をしていこうと言うイメージ図なんですけども、水辺空間を利用してこういったものをしていきたいと言うことです。鴻之台地区の中で市役所がございまして。市役所の前にパークアベニューと言う緑道整備をしております、幅員が20mございまして、道路に沿って緑道整備がしております。その先が今この事業でします公園整備する所に繋がっております、その公園から先線を6mの緑道を整備すると言う事で、その6mの所に水を流す、そういった様な事も考えながら緑道整備をしていくと言うことです。将来的にはこの平尾山カルチャーパークとなっておりますが、緑の部分は島津公園であり、その横には図書館がございまして。それから駅の方に行くわけがございまして、駅からその平尾山カルチャーパークを通過して、今言わせて頂きました緑道を通りまして市役所、また、国道越えて右には中央公園がございまして、ここには体育館とか市民プールとかテニス場、陸上競技場、野球場等そういったものが有るわけなんですけども、そういった動線を1つ整備して行くという昔からの計画の元に、この緑道も考えて計画をさせて頂いてると言うのが現状でございまして。一応、後その計画道路の4車線の東町中川原線とそれから名張駅桔梗が丘については歩道部分に植栽をするというようなことも考えております。

(福島委員)

私はですね、ずっと市街地で埋めてしまうと言うようなまちづくりは、もうそろそろちょっと時代遅れになりかかって来ていて、もっとこう本当に緑を盛り込んだ、もっとゆったりした、特に取り分け名張市は、大阪の方に通っている方が多いと思うんですが、自然がある町というか、ゆったりした町というのを求めて通っていらっしゃると思うんですよ。そういうのを含めて、もう少しゆったりとしたまちづくりというのを考えて頂ければ良いなあという風に、お願いです。

(速水委員)

今のことに関して、私も最初にこれご説明頂いた時に、最初にぱっと見せて頂いて、勿体ないですねという風に申し上げたのが正直な所なんです。その話はちょっと置いておきまして、地価が3%ほど下がってらっしゃると言う話を、さっきグラフで話して頂きました。これ多分色んな費用負担の部分で、土地の売却である程度費用負担をカバーしていこうと

言うお考えの部分があると思うんですが、3%程度ですとあんまりそういう計画には影響ないんですかね、下落自体が。元々ある程度の、その計画立てたときは当時の地価当たりを前提にして皆さん市当局も含めて土地所有者も含めて、皆さんそういう計画を立てられると思うんです。それで多分この事業はその計画でこう動いてきている。そのコストがかかってそれぞれ負担が出てくる。それを土地を売ることによって、ある程度回収していこうという計画を多分お持ちだと思っんです。全体の金額が結構大きいんで、3%とは言え、逆に言うと下がり勾配の時の実際の売却という結構3%以上の厳しい話が出てくると思うんですよね。これは地目が変わったから値段が上がる、下がるって話じゃなくて、多分元々その地目が変わったって言うか、状況が変わった段階での価格予想をされて下がってきたと思うんですけれども、その辺を1つご説明を頂きたいのと。

ちょっと私この道路の部分での一項目だけ理解しにくかったのは、7ページの所の交通事故減少便益というのが有るんですけど、こういう都市計画のまちを造ったら交通事故って増えても減ることは無いような気がするんですけど。ただ道路だけの計算でそういうものって言うのは良いのかなという風な気がするんです。さっきの一番最初の道路の、前回の道路の話と似てるんですけど、これこそですね今まで農地だった所で細い道があったのかも知れないんですけど、これ市街地化すれば当然色々な車がどんどんどんどん、ある意味では面積当たりの交通量ってやたら増えるわけですよね。そこで交通事故が減るというのはちょっと解せない。じゃその増えていくマイナス部分は何処でカウントしてるんですかと言うところをお聞きしたい。この市街地化して、結果的に交通事故が増えると言う部分は何処でカウントされて、それが差し引きされて費用便益、便益の減額が出てこないと、ここでプラスしているんだったらおかしいと言う話です。その2点。

(名張市)

1点目の用地の関係なんですけども、この事業計画の中で保留地処分金と言う事で保留地が2万1700㎡実は取っております。その内今前段で説明させて頂いたように、公供用地が2カ所2万㎡取っておりますして、5000㎡が1カ所と1万5000㎡1カ所取っておりますけども、市なりが持っている種地が実は2万㎡の内1万㎡しかないと言う事で、2万1700㎡の内1万㎡はこの公供用地に当てていくと。後の1万1700㎡を一般に利用さすなり、そういった具体的な所まで出来てませんけども、一般競争入札等で処分するというのがそういった1万1700㎡の分でございます。そういう事で、当然そういった収入を事務局でも上げてますので、単価が下がるとその部分が少なくなるという事が起こって来るわけです。平成11年度に事業計画を変更させて頂いた時に、この辺の検証もさせて頂いたんですけども、その時点では実は㎡あたり10万8500円と言うことで事業計画の組み立てをしておった分けですけども、11年度で検証してる中では、その金額より下がっておらなかったと言う事でいらってないと。あの駅に近いという所とか、直接商業地等のようなバブル当時の影響を受けているような場所でもないと言うことから、そんな結果になったのではないかと考えておるわけです。若干今この表のように下がっていることは事実ですので、下がった場合という事で付加価値を上げるために色々環境整備をしながら、最終的に出来上がった時に評価が上がるようにと言う事で色々また、考えて行きたいと実は思っているところなんです。

(速水委員)

現時点でそう言う下落した形の再評価なり何なりして、費用負担が増える可能性を税として払って行かなきゃいけないんですか。そういう風な部分で言うのは未だ算出はして無いという風に理解すればいい分けですか。算出はしてないと言うことですか。そうなる可能性は有るけどそれは魅力的な街並みでカバーしていこうという風に理解すればよろしいですか。

(委員長)

この交通事故の減少便益が入っていると言うことについての説明。

(名張市)

交通事故減少便益なんです、計画道路が無い場合と計画道路が有る場合の交通事故の損失額と言うことで、区域内に都市計画道路が出来ればその道路と、都市計画道路が出来ない場合はそれに変わる道路と言うことで、無い場合は変わる道路、そして有る場合と言うのは新しくできた道路、その損失額の差という事で、競合する道路というかあの比較してしてると言うことです。

(速水委員)

えっとすいません。じゃない場合というのはここにその非常に髪の毛状に細かく入っている元々あった農道とかそういう部分を車が走ると言う風に理解するわけですか。無い場合は、有る場合はもう分かりました。

(付け加える)

(大森委員)

これはその民間デベロッパーは利潤をあてにしないと開発が出来ないけれども、行政がする場合には儲からなくてもいいんやと言うことで、大きな仕事も出来るんだなというような見方も一面出来るんですよ。だとしたら、以前にダム工事で中止になった山林を民間の場合だったら売ることを考えますよと、速水委員がおっしゃったことがあって、損を取り返すために。だけどそういうことも含めて、利潤を追求する必要がないんで、利潤を追求したデベロッパーならいくらでもいるんですから、利潤を追求する必要がないんですけども、行政が同じ様な住宅地開発みたいな部分に手を出すのであれば、その資本は税金なんだということを重く踏まえて、本当にやっぱりいい住環境を作っていたという結果が出ないことには、かなり厳しい話だと思うんですけども、本当にそういう成果が上がらないことには、これ総たたきにあってもしょうがないくらい罪の重いことだというふうに私は思うんですよ。

利潤を追求しなきゃいけない会社が、利潤を追求するために付加価値をのせていい住環境をつくる、これは一つの理論ですよ。けども、行政がやる仕事で利潤を追求する必要が無かって、無いにもかかわらず新しい大規模な宅地造成をするということであれば、それはそれなりに本当に素晴らしい住環境を市民のためにそこへつくらないことには、本当に重大な責任を負って造っているというふうに考えます。

それを今このご時世でする必要があるのかなというのは、実は凄く疑問に思って、先程速水さんも言われましたけど、着工前着工後の写真をみて「ああもったいない」というのが第一印象、私も第一印象でした。けどもここまでしたのであれば、これは本当に良好な住環境を造って頂かなきゃならないんで、その辺ちょっと携わっていらっしゃるかたは、失敗したら損を出すぞぐらいの覚悟できちんと、150億かけた事業ですから、えらいことだぞとやっていただかないと、「ああ、あれ造ったけど全然売れてないみたいだな」という話では収まらない話じゃないかなと思います。その辺お願いします。

(委員長)

平成4年にスタートした事業ですね。だから当然構想はそれ以前ですな。まさに昭和60年代か或いは50年代か、本当に地価は必ず上がると、造成すればどんどん宅地は埋まってしまうというような時代に構想したものが、今これぐらいの段階に来ているということです。すでに状況としては地価は下がっている。特に大阪圏の経済の地盤沈下は深刻だと、大阪からのにじみ出しを非常に期待して名張はどんどん土地開発をやってきた。もうそれがピークに、或いは下り坂に来始めているぞと、客観的には思えるわけです。そういうような状況のなかで、委員の皆さんがいろいろな角度からおっしゃるわけで、これ市の直轄事業なんです。これは特別会計か何かですよ。なんですけども、しかし当然税負担によってこの事業は決着をつけるということになるわけで、実際これが事業が終

わってから予定通りに売れない、売れ残るといような状況になると、例えば北海道なんかのリゾート開発事業なんかが大失敗をして、その後その地域は大変な状況がずっと後続くと同じ様なことがやはり起こらないとも限らないですよ。ですから、これは場合によっては見直しの時に、もうこの状況からしてこれほどの大規模は危ないかもしれないから計画を縮小するという自由度はないんですか。あると思うんですが、どうですか。

(名張市)

計画の縮小といいますのは、現在殆ど工事も終わってきているなかでは考えられない。委員さんがおっしゃっていただきました大規模開発の考え方というのは、私も良く判りますが、この事業につきましては、権利者が300人ぐらいおりまして、元々そういったところに道路等の用地を確保するというので、減歩をお願いしてやっているわけです。減歩率が平均33.7%ということになっているわけです。出来上がった宅地につきましては面積としまして、264000㎡ぐらいの宅地が出来上がるわけですが、大半が換地でお返しするというのでございまして、最初申し上げましたように保留地をつくっていませんのは21700㎡しかないわけです。後は個人に換地でお戻しするということになってきますので、利益が上がるとか上がらないとかの問題ではないと思いますし、ただ従前が農地であったので固定資産税が宅地になりますと上がると、そういった利潤というようなものは出てくるか判りませんが、民間の開発でそういった形でするということのようなものとは若干違うのではないかなと考える訳です。

(大森委員)

そうすると換地、今持っていらっしゃる方が整備した後もそこを換地で受け取る。そうするとヘドニックアプローチと言うところに出てくる地代が上がるだろうと言う話は、地権者の方たちが受益者になるというような格好になるわけですか。そういうことなんですか。地権者の方たちは自分たちが所有してみえた農地を区画整理してもらって、宅地にしてもらって、そのまあ土地の価値とかを上げてもらうというような、受益者の立場になるわけですね。そうすると受益者負担金みたいなものも実際は多少負担されているんでしょうか。(減歩という形になっています)そういう形になっているわけですか

この場合の便益にいれているのは固定資産税のプラス分ですか。そうではなくて地代と言うことなんですか。税は計算してない。この地代が上がりますよと言う便益の、便益を受ける方たちというのは、各民間の個人個人の方たちになるわけですか。そういうことですね。高い地価の土地を手に入れたと言うことなんですね。わかりました、ありがとうございました。

(福島委員)

私は、今回行政がしっかり指導して、ちゃんとしたポリシーをお持ちになって、本当に緑もある住み易い、これからのまちづくりをするんだというポリシーがあれば、逆にそういう行政の心意気というのを発揮出来るようなパターンになるかもしれないなというふうに思うんです。よりよく評価すればですよ。だからそういう意味で、従来の単に市街化していこうというのではなくて、これからの本当にまちづくりに必要な住環境を、この名張市で造っていくにはどういうふうになればほんとうに良いのかなと言うことを、もう一度考えて頂いて、これからのまちづくりの一つの良いパターンになって頂ければいいと思います。

(委員長)

それじゃ意見も出尽くしたので、今まで色々な角度から質問が出ておりましたが、的はずれもあつたかなとも思うんですが、そうでない部分については次回に資料をよく取りそろえて頂いて、再度ご説明をしていただきたいと思いますということにしたいと思います。

それじゃ後、はいどうもご苦労様でございました。それじゃ都市公園事業が桑名、鈴鹿、津と3カ所まだ残ってますので。

どうもお疲れの所恐縮です。それでは都市公園事業につきまして、まず桑名市さんのほうから説明をお願いしたいと思います。続いて桑名、鈴鹿、津と続いてやっていただいて、それからまとめて質問を受けていただくと、そういうふうにしたいと思います。お願いします。

(桑名市)

桑名市総合運動公園の説明をいたします。まず図面集と説明資料集の両方でございますが、図面集の2ページを開いていただきたいと思います。

桑名市総合運動公園は桑名市の北西端に位置しまして、面積28haの公園でございます。当公園に隣接しまして、桑名西部丘陵ニュータウンということで現在26000人の方が居住する大規模ニュータウンが隣接しております。

図面集の3ページに斜めの航空写真が載せてございますが、このニュータウンの将来の計画人口は57000人ということで、その時点では市の将来人口を約四割を占めることになるということで、当公園はすぐそれに隣接しているということで活発な利用が予想される訳でございます。

それから資料の1ページを開いていただきまして、評価手法の選定のフロー図が載せてございます。この中でまず当公園は平成4年度に事業採択されまして、事業の着手が同年度でございます。従いまして5年間の間に事業着手と言うことになります。

続きまして再評価並びに詳細評価の必要があるかどうかの判断ということで、注の2番の内容をチェックするというので、資料集の2ページでございますけども、注の2番、関連計画及び関連事業の状況、事業の進捗状況、地元情勢とこの3項目について分析いたします。

この3項目については3ページ目に載せてございます。まず関連計画及び関連事業の状況でございますが、上位計画であります市の第3次総合計画、それから現在での該当いたします10年度に作成いたしました第4次総合計画、両方につきましてこの当運動公園の整備を進めるということについては変わってございません。それから関連事業でございますが、先程申しました隣接します西部丘陵ニュータウンの中で播磨地区におきまして、平成5年度から事業が進められておりまして、昨年秋に町開きといひますか初期入居が開始されて計画的に宅地が供給されているという状況でございます。

それから2番目の事業の進捗状況でございますけども、図面集の6ページをごらんいただきたいと思います。区域も28haということで非常に大きく、事業費も大きいということで、効果的、段階的に整備を進めていくように全体を4つの工区に分けて、当初第一工区を重点的に進め、これにつきましては平成7年にテニスコート16面を開園済みでございます。現在は第3工区、すぐニュータウンが隣接してます第3工区を重点的に進めておりまして、続いて第2工区に重点を移すという予定でございます。

資料集のほうの3ページのほうに全体事業費、現計画と見直し計画ということで書いてございますけども、現在の全体事業費が180億でございますけども、早期開園を目指したいということで極力事業費の縮減をしていきたいということで、ハコモノ施設の見直し、取りやめだとか施設グレードの見直し等によりまして125億に事業費を縮小していきたいということで考えております。

そういったしますと、現在までの執行額が用地費20億、施設費30億でございます、全体で約40%の進捗率でございます。

それから3ページの3の地元の情勢でございますけども、当公園は当市初めての都市基幹公園ということで、市民の方がすでに先程申しましたように、開園済みのテニスコートに引き続いて残る運動施設の早期開園を望んでいるということでございます。

それから通常問題のあります用地買収でございますけども、これはもう既に当市の開発公社が取得済みで、この土地を市が買い戻すということでございますので、用地買収に当たっての問題はございません。公社の先行取得でございますけども、昭和63年に先程申しました播磨地区に複合多機能都市づくりということで、ビジネスリサーチパーク等を含んでおります播磨地区と当公園を一体整備するという開発構想を策定いたしまして、

その際の国有林の払い下げの条件が、播磨地区と公園と両者一括売却というのが条件であったためその際取得したものでございます。

以上3つの項目について問題なく事業を行っているということから、再評価・詳細評価を必要としない、チェックリストによる評価手法で再評価を行いたいと思います。

資料集の4ページのチェックリストをご覧頂きたいと思います。全体事業費等につきましては先程見直し後のもので書いてございます。従いまして進捗率も見直し後のものがそのまま載せてございます。

このチェックリストの中では、中段に書いてございます事業を巡る社会経済情勢等の変化のこの5項目について分析致すわけでございますが、5ページに詳細のことが書いてございます。まず市内の市街化状況の変化でございますけども、該当しますのが国勢調査でやりますと平成2年と平成7年ということで、いささか古いデータでございますけども、その面積、人口とも10%強と順調に伸びていると、それから市の人口の推移につきましても、平成2年、7年ということでございますけども、年間千人程の増加をしていると。現在住民基本台帳の人口で行きますと108500人程ということで、ほぼこれも同じように、1年に約千人位ずつ、1%程の伸びをしているということになります。ただ、人口推移の傾向の分析ということで、年齢3区分別の総人口の割合をみますと、当市も他市町同様少子高齢化が進んで来ているということでございます。

それから社会事情の変化ということで、産業別の就業者数の変化でございますけども、これも他市同様第三次産業従事者が増加いたしておりまして、人口の都市化がここで表しているということになるかと思えます。

続きまして資料集の6ページ、公園区域内及び周辺の自然環境等ということで、周辺の緑地等の事情の変化ということで、平成4年と12年で面積が若干増えておりますが、都市環境公園数1件ということで、これは当公園でございますので、この当公園を除きました所では大きな変化はないと。それから保護を必要とする動植物の分布状況ということで、手元の資料には載せてございませぬけども、OHPのほうをご覧頂きたいと思えます。当地区内での調査は今まで行っておりませんが、自然データブック三重という文献より危惧種、希少種の分布1を見ますと当公園の中には該当していないということで、上のほうが植物の希少種、植物の方に危惧種は周辺にはございませぬ。希少種のほうが3種類ほど、オオイワカガミ、ハルリンドウ、タツナミソウということで、いずれも5キロ×2.5キロのメッシュのなかに分布しているということでございます。

それから下のほうの動物の分布ということでこれも一応当地区には該当いたしませんということで、この次は危惧種が3種ということで、オオタカ、シヌマイトトンボ、シルビアシジミ、蝶でございますけども、希少種ということでセアカオサムシということで、この4種類が周辺に分布しているということでございます。いずれにしても当地区にいたしましても保護すべきものというものは分布しておりませんが、コンセプトであります緑の中のスポーツレクリエーション公園ということで極力緑を残しながら、またやむを得ない造成地につきましても緑地回復を図っていきたいということで考えております。

つづきまして埋蔵文化財のほうでございますけども、これもOHPのほうでしか用意してございませぬけども、当地区の中には入ってません。若干西の方に窯と館後が3点ほど、東の方に飛びまして寺と塔がありますが、当公園の区域内には該当してございませぬ。

続きまして、チェックリストの7ページですが、事業計画は先程申し上げた通りでございます。周辺の類似施設の整備状況ということで、当市内並びに周辺には類似施設も整備は行われていないと言うことでございます。

それから関連する他事業の進捗状況ということで、特に当公園の中のほぼ区域内ではございませぬけども、縦断する形で都市計画道路が入っておりまして、これが当公園を整備した段階で実施しておりまして、それが使えると言うことになってまして非常に利用状況は上がってきております。

以上5項目につきまして、もう一度4ページのほうに戻っていただきたいと思えますけども、当事業の最後の大きな影響を与える問題については無いと言うことでございます。ただ先程申しましたようにコスト縮減につきましては、極力早期の開園を目指したいとい

うことで、ハコモノ施設の取りやめ、造成計画等の見直し、造成協力等によって造成費のコスト縮減、施設グレードの見直し等によりましてコスト縮減を図っていききたいということでございます。以上事業を巡る社会経済情勢等において大きな影響を与える変化はないわけでございますけども、今後の高齢成熟社会に対応できるような、幅広い世代の多様な生涯スポーツの充実を目指して事業を進めたいということと考えております。

またニュータウンの住民の方だとか市民の方の非常時、災害時の避難だとか救援に機能をする防災拠点としての役割もこの中で検討していききたいと考えております。

続きまして、資料集の8ページを開いていただきまして、全体の当公園の概要を載せてございます。公園のコンセプトでございますけども、本来のスポーツ公園というのは非常に大きな平地が必要ということでございますので、非常に大きな空間という中でスポーツ施設を配置する事になるので、この地域非常に緑が豊かな地域でございますので、これから高齢者の方は特にお使いになれるようにということで、緑に囲まれたスポーツレクリエーション機能をここに起こしたいと言うことで、緑の中のスポーツレクリエーション公園と言うことでコンセプトを考えております。そのコンセプトに従いまして、下の3番の整備方針でございますが、まず1点目は先程1でご説明したように、桑名市の北西端ということで桑名市民のみならず、桑員広域住民の方の利用に供すると言ったこと、それから非常に大きなニュータウンが隣接しているということで、その日常的な利用に対応するといった点が1つございます。2点目は、緑の空間、レクリエーション空間、スポーツ空間それぞれの調和を目指して行きたい。3点目に、高齢成熟社会に対応したような幅広い年齢層だとかライフスタイルの相違に応じたような多様なスポーツ、レジャー、レクリエーションの供給を目指していくと、そういった3点でございます。

それから現在の施設計画がそこに書いてございますけども、後で見直しの中でちょっと説明したいと思えます。現在もこういった施設計画を進めておりますが、図面集の方の4ページを開いていただきたいと思います。現在の施設計画はこういったところで、野球場、テニスコート、多目的広場、総合体育館と屋内外のプールといった形で考えておりますが、先程から申しあげていますように、早期の開園を目指していくということを前提に、事業費の大幅な縮減と多様な使い方を目指すといった公園の見直しが必要だということを考えております。従いまして9ページの口の工区別の見直しの方針のところでございますけども、図面集のほうは5ページでございます。見直し後の計画平面図で載せてございますけども、まず2工区につきましては施設整備につきましては、現在市の中でナイター施設を備えております野球場につきまして、九華公園の中での野球場がございます。現在、市の中の野球場の登録チームは152チームございまして、非常に活発にナイター施設を使っているということでございます。ただこれもかなり老朽化して、現在築33年でございますので、今後10年間ぐらい経てばかなり老朽化してくるということです。それからもう一つ九華公園はご存じのように歴史公園としての今後整備を図っていききたいということも考えておりますので、そういった野球場の移転を当公園の中に考えたいということです。従いまして九華公園と同レベルの野球場の施設に、この第2工区については限定していききたいと言うことで考えております。その他につきましても野球場につきましても、スタンドだとかバックスクリーン、そういったものについては極力施設グレードを見直していききたいと考えております。

さらに野球場以外につきましては、先程も申しました、緑の中のスポーツレクリエーション公園というコンセプトを生かせるような、極力緑の保全と回復を行い、緑の中のスポーツレクリエーションをやっていききたいと思っております。

それから全体の第2工区につきましては、第3工区が完了してから行っていききたいと思っております。

資料集の4ページでございますけど、第3工区につきましては先程申しましたように非常に住宅地に近接しているということで、生涯スポーツ実践の場として、子供からお年寄りまで非常に多様な使い方ができる公園をここで造りたいと考えております。ただ、多目的広場につきましても当初考えておりました観覧席等につきましても今回は外していききたいということで考えております。

それから八コモノ施設としてのレストハウス等につきましてもとりやめて、極力ここでも事業費の縮減を図っていききたいということです。第3工区につきましては16年度の完成を目指しておりますけども、特に多目的広場につきましてはシティーマラソンだとか町内運動会等、朝昼のジョギングとかそういったものでの早期利用の要望も非常に多いので、さらに前倒しの開園を図っていききたいということで思っております。

それから第4工区ですけども、現時点では生涯スポーツの施設として非常に必要なオールシーズン型のプールということで温水プールだけを考えていききたいと。総合体育館、屋外プールについては現時点では外していききたいと考えておりますが、スケジュールの関係上、野球場の後ということになりますので、最終的にはその段階でもう一度判断をさせていただきたいなということで考えております。

全体を通して積極的に緑の中を使うと言うことでジョギング、フィットネス、ディスクゴルフ等のコースもこの中で考えていけたらなと思っております。

それから資料集の10ページをご覧頂きたいと思っております。施設の見直し計画の中に書いてございますけども、箱でかこったところが取りやめの施設でございます。基本的には八コモノ施設を取りやめていくと。それからアンダーラインの引いてあるところが施設グレード等の見直しによる縮減のところでございます。全体として施設費142億のうち55億を縮減していききたいと考えております。

それから10ページの下の方でございますけども、現在開園しておりますテニスコートの利用状況でございますが、写真集の7ページをお開き頂きたいと思っております。平成4年に開園済みでございますが、現在年間6万人強の方が利用されています。平日も入れまして平均日に200人と言うことで、非常に活発に利用されています。さらに次の11ページに数値が載せてございますけども、当初も触れましたように市内だけではなくて市外の方も全体の4分の1位のかたが利用されていると言うことで、しかも数字も上がっているという状況でございます。

それから今後の整備の予定でございますけども、以上ご説明いたしましたように大幅な事業見直し、事業費削減を行いながら早期の開園を目指していききたいということで、特に何度も申し上げて恐縮でございますが、大規模ニュータウンに隣接します第3工区につきましては極力早期に開園するということで、16年度に開園いたしますと全体的には約5割の開園率になります。しかも先程申しましたように多目的広場につきましては平成14年度、来年度の末ぐらいには完成していききたいということで思っております。引き続き第2工区、第4工区の整備を図っていききたいと思っております。以上でございますけどもよろしくご審議の程お願いいたします。

(委員)

それじゃ続いて鈴鹿市の「海の見える岸岡山緑地」のほうお願いします。

(鈴鹿市)

鈴鹿市役所の公園緑地課長の川合です。よろしく申し上げます。皆さんお疲れの所よろしく申し上げます。

今回の再評価の対象は鈴鹿市の岸岡町にございます「海の見える岸岡山緑地」でございます。それについて審議をお願いしたいと思います。OHPによって説明させていただきますのでよろしくお願いをいたします。それともう一つ「海の見える岸岡山緑地」と長いので当緑地とさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは資料の1ページをご覧頂きたいと思っております。中段以下の事業採択後10年を経過ということで、当緑地は平成4年度に都市計画決定、事業認可を受けまして事業を実施しておりますので、今回の対象となりました。次にフローの下の方になりまして、詳細評価を必要としないかどうかとの判断に入りまして、2ページをご覧頂きたいと思っております。2ページについての注2で3項目ございますので、この3項目について次の3ページの方をご覧頂きたいと思っております。ここから順次必要性の判断に入っていきたいと思っております。その前に、この当緑地の概況を説明させて頂きたいと思っております。この当緑地は北は楠町、南

は河芸町まで約13キロの海岸がございますが、そのちょうど中間に当たります。それと当緑地の南側には白子地区約人口3万人がございます。それと上の方に行くと神戸地区がございます。こう言うような状態でございます。それと当緑地の周辺の状況でございますが、周辺に住宅が密集してき、市街地になってきてまして当緑地は残された貴重な緑地空間という風になっております。

それでは再評価、及び詳細評価の実施の必要性の判断にはいらさせて頂きたいと思えます。3項目ございますので順次説明をさせていただきたいと思えます。

先ず1番目の関連計画及び関連事業の状況でございます。上位計画は3つございます。先ず一つ目が平成記念子供の森事業ということで、この事業は平成新時代の幕開けを記念して、全国で15カ所指定を受けました。その内の一つでございます。この事業については今現在も事業を推進しておりますので変更はございません。

それから続きまして鈴鹿市グリーンプラン、これは鈴鹿市が平成元年に策定したものでございまして、当緑地の整備についての位置づけがされてございまして、これも変更はございません。

3つ目の「第3次鈴鹿市総合計画」についても位置づけがされてございまして、これが平成3年から12年と、第4次総合計画においても12年から22年まで市街地に残された貴重な緑地空間である当緑地の整備を推進するというので、現在も事業を推進しておりますので状況の変化はございません。

続きまして2番目の事業の進捗状況でございます。OHPの方を見てもらって、今出ている上の部分、これは既に開園をしている2.5haでございます。それと今現在対象になる6.9haがこの部分になります。それと昨年都市計画決定を受けた部分がこの部分とこちらの分約0.9haでございます。ここにつきましても今後順調に用地を取得するとともに事業を進めていきたいと考えております。

事業の進捗状況については見にくいかもしれませんが、黄色い部分と緑の部分があるんですが、緑の部分がまだ未買収、先行取得としては土地を取得はしておりますが、これから事業に伴って買収、市のほうへ引き取っていききたいということで、黄色の部分については用地買収が終わっておりまして、全体の88%が終わっておりまして6.9haと、残り0.87haについては先行取得済みになっております。

次に施設整備においては、平成4年から13年度までに4億円をかけて整備を進めてございまして、この中には海の見える展望台、野外学習広場、古墳広場等の事業をやっております。また、その他散策路とか主園路がございます。後、13年度で進入路の一部と野外広場の表面の整備を行います。14年度一部残ります印の所ですが、その横駐車場になってそこから上がってくる進入路の入り口、主園路の入り口になるんですが、この事業が終わると一応6.9haについては市民の皆さんに開放して行きたいと考えております。

それでは3番目の地元情勢でございます。公園区域に関わる用地買収はすでに完了して地権者の反対はなく、工事の施工をするにおいてもスムーズに工事が進んでおりますし、進んで行くと思えます。以上のことから3項目すべての項目においても問題もなく、事業が進行しており、再評価、詳細評価しないチェックリストの評価手法によって評価を行いたいと思えます。

それでは4ページをご覧頂きたいと思えます。都市公園事業の再評価チェックリストということで、これに基づいて順次説明させていただきたいと思えます。公園名ということで全体計画は7.8ha、以前に開園しているところは2.5ha、全体では10.3haでございます。当緑地は市街地地域に残された貴重な緑地空間であり、山頂からの眺めは近くに伊勢の海県立自然公園が、遠くには知多半島が望めるということで、自然環境に恵まれた地域でございます。それとこの緑地空間の保全と市民が自然とふれあい、交流することが出来る都市緑地として整備を進めている公園でございまして、テーマとしては「自然と交流」ということでございます。今OHPの方で写しているところが展望台になりまして、この部分は一応標高45mとなっております。その展望台から眺めた海の方でございます。晴れた日には知多半島が見えるということでございます。

続きまして事業採択年度は先程説明させて頂いたとおり、平成4年4月17日に6.

9haと、昨年(平成26年)6月2日に追加の0.9haを追加しております。用地着手年度は平成4年、工事着手年度は平成4年という事でございます。全体計画総事業費は21億3千万円ということで、そのうち用地費16億円と、投資済み事業費、現在の済んでいる事業費は現在執行が16億3千万と、用地が12億3千万でございます。ですから事業費としては4億と。ここで平成記念子供の森事業というのが、事業費国庫1/2で1/2は市と、用地費は補助費なしということですので、市費で買収しております。

それから未供用の理由ということで、ここに書いてございますが、補助事業が平成8年度から平成13年度まで毎年2千万円程度と少額であって、事業の進捗が遅れておると、これは鈴鹿市で他の鈴鹿フラパーク、今現在一部4haをやっておりますけども、整備を進めており、当緑地は保全が前提であるため、まず用地取得を完了させて、鈴鹿フラパークの施設整備に重点を置いているということで、ちょっと遅れております。また土地の高低差が大きく、工事用の進入路を確保するのが困難な為、工事を順番に進めていて、最後に一番南側の園路の整備となったために、最終工事が終わった後市民の皆様へ開放していきたいということでございます。開園については平成14年度中には市民の皆様へ開放したいという風に考えております。

続きまして事業を巡る社会情勢等の変化でございますけども、この辺については次の1~5につきましては5ページから順次説明させていただきますので、5ページをお願いしたいと思います。チェックリストによる評価手法による一番目の利用圏内の市街化の状況、人口の推移、社会経済情勢等でございますけども、鈴鹿市も人口につきましては現在19万を越えているということでございます。あと下の方の検討結果まで飛ばしていきまして、人口構成では少子高齢化が進む中で、全体数としては増加の傾向がある。また、産業別就労者にみる社会情勢の変化では、第一次、第二次産業従事者が減少し、第三次産業従事者が増加傾向にあり、当市では人口の都市化が進んでいると、これらのことから公園整備の必要性に大きな変化はございません。

続きまして6ページの2番目の公園区域内及び周辺の自然環境等でございますけども、まず一番上の公園計画区域内及び周辺の緑地等の事情の変化ということで、事情の変化はございませんのでなしとさせていただきます。次に、保護を必要とする動植物の分布状況ということで、これにつきましては当事業を実施する前に計画書を作っておるんですが、その計画書の報告書の中で、動物種につきましては野鳥ではモズとかウグイス、サギ、それからため池がございますので、ここにはカモの飛来がございます。それと植物種につきましては、松、欒、桜、楓、どうだんつつじとかその他榊とかモッコクとかいろいろございますけども、動物種、植物種について保護を必要とするものはございませんのでなしとさせていただきます。

それから埋蔵文化財の分布状況でございますが、これについては8ページをご覧頂きたいと思います。OHPのほうでもよろしいですが、一応黒丸がついているところが埋蔵文化財の指定の箇所でございます。これにつきましては教育委員会の方で岸岡山三遺跡ということで平成9年にまとめた資料がございます。その中でこのような埋蔵箇所の状況でございます。埋蔵された物、土器類が出ております。こう言うようなことでこの分についても教育委員会、関係機関とも充分協議を行い進めております。

ということでこの2の一番最後の検討結果でございます。当市には計画当初から現在まで類似施設または同規模の公園計画もない、また、緑地について当公園が緑地に該当することから特に問題ないということで、当公園区域内において保護を必要とする動植物はないと、埋蔵文化財についても当初より確認済みであって関係機関とも調整を行っておりますので特に問題ないということでございます。

続きまして7ページをお願いいたします。7ページの上位計画でございますが、この3点につきましては先程も3ページのほうで説明をさせていただきましたので、一応上位計画についても変更はございませんということでなしにさせていただきます。

その次に4番目の周辺の類似施設の整備状況ということでございます。ここには地区公園として三田公園と江島総合スポーツ公園がございます。それと後、近隣公園で江島公園がございます。これらの公園すべて一般的な公園でございます。緑地を保全するような

目的のものはございません。それから5番目の関連する事業の進捗状況でございますけども、これについても周辺に関連する事業はございません。

4ページにもう一度お戻り頂きたいと思っております。先程も事業を巡る社会情勢等の変化等で全て先程も説明させていただきました通り、すべてなしということにさせていただきますかと思っております。

それと一つ飛んでコスト削減の検討、実施状況でございますけども、鈴鹿市においては再生材の使用、コンクリートの再生砕石を使用しているということです。それから植栽樹木の規模の見直し、これは桜等の植栽の高さを低くすると、4mを3mにするなどしてコストの削減を図っております。

それから代替案の検討状況についても、大きな影響が出るような問題は出ておりませんので、該当なしということで評価しないということです。以上結論として、事業を巡る社会情勢等の要因において公園整備計画に重大な影響を与えるような変化等はなく、人口増加に伴い市街地に残された貴重な自然に親しむ公園、自然の中での活動を通じて交流を育む公園の必要性が求められており、当事業を今後も推進していきたいと考えております。

簡単ですが以上説明を終わらせて頂きますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

(委員長)

はい、ご苦労様でした。それじゃ津市のほうお願いします。

(津市)

津市の街路公園課の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきましてご説明させていただきます。

さっそくでございますけども、岩田池公園についてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

資料としまして提出しております都市公園事業の再評価説明資料の1ページとOHPをご覧くださいと思います。事業の状況に応じた評価の手法のフロー図についてでございますが、事業採択後10年間を経過しております。まず事業を採択されましたのが平成4年度でございます、用地買収着手年度も同年度からでございます。また再評価及び詳細評価の必要性を判断する際に、資料2ページの3項目につきまして評価をいたします。

資料3ページをご覧くださいと思います。一番目の関連計画及び事業の状況、それから2番目の事業の進捗状況、それから3番目の地元情勢に基づいて行うものとなっておりますので、各項目におきまして状況を分析いたします。

先ず一番目の関連計画及び事業についてでございますが、岩田池公園は第三次及び第四次津市総合計画並びに津市緑の基本計画におきまして整備の位置づけがなされておまして、その変更はございません。

二番目の事業の進捗状況についてでございますが、全体計画面積9.9haのうち現在6.3haにつきまして供用開始を行っているところでございます。

三番目の地元情勢でございますが、公園区域におきましては関係自治会長及び各地権者、これは水利組合の関係もございまして直接説明を行いまして了解はできておるところでございます。

以上3つの全ての項目におきまして問題はございません。事業を行っておりますことからフロー図の3の再評価、詳細評価を必要といたしませんのでチェックリストによる評価方法で再評価を行います。

では資料4ページをご覧くださいと思います。再評価チェックリストの各項目に沿ってご説明をさせていただきます。岩田池公園は全体計画面積が9.9haの地区公園でございます。津市の中心市街地の南方約2kmおよび近鉄名古屋線南が丘駅北東約300mに位置しております、岩田池とその周辺の区域でございます。事業採択年度は平成4年度でございます、全体事業費は約25億円でございます。平成13年4月1日に6.3haを供用開始いたしまして、今年度につきまして施設整備と用地取得を進めているところでございます。表の中程にあります事業を巡る社会経済情勢等の変化に関しまして5項目につ

いてすべてチェックをいたしました。いずれの項目におきましても公園整備に重要な影響を与えるような変化は認められません。なお当公園区域で保護を必要とする動植物はございませんが、この池には海カモを中心に沢山の鳥類が生息しておりまして、日本野鳥の会三重県支部の先生と相談をしながら事業を進めているところでございます。

またコスト縮減の検討、実施状況につきましては、園路舗装工におきまして路盤材に再生砕石を使用し、コスト縮減等に努めているところでございます。さらに代替え案の検討状況につきましては、公園整備に大きな影響を与える問題が生じていませんので、評価はいたしておりません。以上公園事業に重大な影響を与えるような変化等はございませんので高齢化社会を迎える中、市民が憩いを求め、健康増進を図ることを目的とする岩田池周辺の水辺空間を活用した公園整備を推進するため、当事業を継続したいと考えます。

続きましてOHPをご覧ください。これは昭和50年に撮影しました航空写真でございます。次のOHPをご覧ください。これは平成12年に撮影しました航空写真でございます。開発の進み具合がお解りになるかと思っております。

続きまして資料の8ページの方、整備目的をご覧ください。当公園の整備目的は、地区住民の健康増進を図るとともに当区域は市街地に残された数少ない自然林でございます。良好な自然環境の保全と市内有数の渡り鳥の飛来地として、その保護とともに観察施設の充実等を行いまして、豊かな自然に親しむ事が出来る公園整備を図るものがございます。同ページの3番でございますが、整備方針をご覧ください。当該岩田池では冬季に有数の渡り鳥が飛来する野鳥の宝庫となっておりますことから、自然環境の保全と共に自然に触れ、自然を学ぶことにより自然と人間との関係を築いていく拠点づくりを進める為、岩田池公園は野鳥と人が共生する場をコンセプトといたしまして、施設整備を行っていきたくと考えております。

9ページの4でございますけども、施設計画でございますが、まず基本方針として現況の自然環境を生かし、現況の風景と調和するとともに、野鳥等の生物が生息しやすい形態の整備を行ってところでございます。このような考え方の元で、2番目の施設内容の欄をご覧ください。OHPで示しますような整備計画を決定いたしました。施設の内容といたしましては、園内を大きく6つのエリアに分けまして、効果的な配置を考えて、その6つのエリアといたしまして、先ず一番目のエントランスエリア、赤色でございます。整備の方向といたしましては岩田池公園のメインエントランスということでございます。内容といたしましては、駐車場等を整備する予定でございます。二番目の水辺エリアでございます。青色でございますけども、整備の方向といたしましては岩田池公園の特色でもある野鳥の観察に適したエリアということで水辺の散策ルート。内容といたしましては、芝生広場とか水辺の鳥解説板、ベンチなどがございます。3番目のサブエントランスエリアでございますけども、ピンク色でございます。整備の方向といたしましては岩田池の北端に位置するポケットのスペースエリアでございます。内容といたしましては公園案内板等を設置したいと考えております。4番目の山のエリアでございますけども、紫色でございます。整備の方向といたしましては、岩田池南側の丘陵地に高い位置でございます。最も広いエリアでございます。内容といたしましては展望施設、休憩施設等を整備したいと思っております。それから5番目の山裾エリアでございますが、黄色でございます。整備の方向といたしましては、水の広場、ミニサンクチュアリ園等を考えております。6番目の中腹エリアでございますが、オレンジ色でございます。整備の方向といたしましては、展望の良い小さなスペースエリアでございます。内容といたしましては自転車の駐輪場を計画しております。以上それぞれのエリアにおきまして、現況の自然環境の保護を最大の目標といたしまして、公園整備を行っていきたくと考えております。

続きまして10ページの事業の進捗状況でございますけども、現在の事業進捗は全体事業費約25億円の内、平成13年今年度でございますけども、7月末で約11億5千万の整備を行っております。進捗率といたしまして46%でございます。また、用地につきましては、全体計画面積は約9万9千㎡でございます。そのうち買収全体面積が30326.99㎡で、池の部分を除いた津市所有地、赤色部分でございますけども、16723.

37㎡。それから土地開発公社の土地、青色部分でございますけども、3984.48㎡。それから未買収地でございますが、黄色の部分でございますが、9619.14㎡でございます。また、施設整備につきましては赤色の部分でございますが、水辺のエリア、今OHPの方にも写しましたが、現在整備済みの箇所でございます。園路、芝生広場、水辺の鳥解説板、ベンチ等を整備済みでございます。

それから今年度におきましては、青色の部分のエントランスエリアの駐車場等の整備を現在行っているところでございます。その他黄色の部分の箇所につきましては未整備箇所でございます。

それから6の今後の整備計画でございますが、先程の黄色の部分でございますが、完成目標年度であります平成17年度末までの5カ年におきまして残事業のサブエントランスエリア、山のエリア、山裾エリア等の整備と用地買収を約13億2千万円をかけまして完成の予定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

(委員長)

はいどうも説明ありがとうございました。それじゃ桑名市、鈴鹿市、津市それぞれ内容は若干違いますが都市公園事業につきまして、あまり時間もございませんがご質問を頂きたいと思います。

(速水委員)

ちょっと伺いたいのですが、土地開発公社の云々という話とは別に、土地開発公社で先行取得してますので、一応皆さんがお買い求めされている3市同じ質問なんですけど、値段というのは例の土地開発公社の購入価格に金利を掛けたもので、皆さん買われるわけですか、基本的には。それとそれぞれ貴重な動植物はいませんと言う話だったんですが、桑名市の場合、前は国有林だったわけですから、そういった調査資料とか、かなり大規模な開発で調査をしてないとかそんな話が結構多いんですが、たとえば本格的なアセス等をかけないとしても、動植物の何らかの調査というものは全くしてないのかという事をちょっとお聞きしたいのですが。全体にです。ちょっと個々にもあるんですが、先ず全体に3つの市、それぞれお願いします。

(津市)

津市でございます。一つ目の土地開発公社の先行買収の買い戻しの件でございますが、一応金利、経費等を入れまして買い戻しという形でございます。それから動植物でございますが、当初の計画の段階で一応現況の植物と動物、おもに鳥類でございますけども、そういうものを調査いたしております。環境影響評価はやっておりません。

(調査はしているんですか。)そういうことでございます。

(桑名市)

桑名市でございます。同じように公社からの購入価格につきましては事務費と金利を加えて市が取得しております。それから動植物の調査でございますけども、確かにおっしゃるように面積が広い訳でございますけども、調査を行っておりません。

(鈴鹿市)

鈴鹿市でございます。まず土地公社の先行取得でございますけども、他の市さんと同じように金利、事務費、それと管理費という事で草刈りがいりますのでその管理費をプラスしたもので、また買い戻しをやっております。それから調査資料、動植物の関係でございますけども、先程も説明させて頂いておりますけども、公園の事業計画をする時に一応コンサルの方で調査をしております。その後はやってないですけども、そういう状態でございます。

(速水委員)

桑名市にお聞きしたいのですが、国有林から購入されたと伺っておりますが、国有林の元々の林層はなんだったんですか。

(桑名市)

赤松林が殆どです。

(速水委員)

現在ですと赤松ですとちょっとないですね、枯れてます。

(桑名市)

現在第3工区とかにかかっておりまして、ここは殆ど残ってませんが、第4と第2については残っています。

(速水委員)

まだ赤松自体が残っている。

(桑名市)

残っているところについては、以前、平成4年当時とは変わっていないと思いますけども。

(速水委員)

かなり面積広いので国有林の当時の、例えば調査データとかそういう物は入手はされてますでしょうか。

(桑名市)

現段階ではしておりません。

(速水委員)

やっぱりかなり土地を变形をして、現況をどんどん変えてく事業だと思うので、できればそういう国有林時代の調査簿だとかを入手、国有林が持っているかどうか怪しい話なんですけど、努力をされなきゃいけないんだろうと思いますし、多分赤松なんかでもずいぶん枯れてしまっているんだろうと思ってます。先程レッドデータブックのデータなんかでも、周辺にあのぐらい出てきますと、当然緑地に対して移動してきているというふうな発想をもちたないと、少しそういう環境部分に対する認識が、ご説明の中では少し浅いのでは無いかという感じがしました。あともう一点、今後はかなり広い面積で、今まで随分オープン公園みたいな形だったのが、一気に計画を直して比較的緑地回復なんかで緑が多い地域になりますよね。今後、多分都市公園のところで安全と緑化と言うのが常に対立状況にあるということがよく言われることなんですけど、特に都市に近い公園というのがそういう問題がついて回る。そういう意味では、管理の計画だとか周辺の位置、例えば交番の位置だとか、あるいは警察とのパトロール順路の計画性だとか、そういうものが具体的に考えられているかどうかという質問ですが。それともう一つ先程おっしゃったように、いろんな方が使いやすいようにというふうな形で、ユニバーサルデザインといわれる今、バリアフリーとかユニバーサルデザインの部分がどの辺まで考慮されているかというその4点ですが。

(桑名市)

まず防犯の問題ですが、おっしゃるような緑を残すとどうしても裏腹にそういったことになりますので、極力ある程度見通しを取れるような間伐等を行っていく事と、もう一つシルバーさんを活用した常駐の管理体制を取りながら、夜間につきましては今後風力だと

かソーラー等のエネルギーを使いながら照明をある程度配置していきたいなと考えております。(ユニバーサルデザイン)おしゃるように今後それについては当然やっていかなきゃいけないと思っておりますし、現在の所テニスコートで、先程写真のほうでお見せできなかったんですが、障害者の方もテニス教室等に参加していただきながら、そういったこともやっていただいておりますし、バリアフリーといえますかユニバーサルデザインをやっていきたいなと思っております。

(速水委員)

周辺地域の交番の位置だとかは。

(桑名市)

現在のところは、先程桑名西部丘陵ニュータウン、ちょうど中間のところに真ん中の所に派出所がありますけども、いますぐ東側に建設してます播磨地区ですが、そちらの方には駐在体制が整うかどうかは今のところ不明ですが、ニュータウンの中には1カ所ありますのでそこからの活用とかそういうことになるかと思っております。

(速水委員)

結構広い公園で、事前にその辺を警察なんかと今後良く連絡をとる必要があるんだろうなと、特にこの公園はそんな気がします。都市が非常に拡大して行って、近くに大きな人口集中化されてて、スポーツ公園と言うことで不特定多数の人が出入りして、また近くに道路が便利なところがあるというようなことで、その辺ちょっと注意をされた方がいいような気がします。あと先程最初に申し上げた、少し自然環境の部分でデータを少し入手して、あるいは地域の方で、ここは自然環境に対して非常に興味深い、なかなか調査というのはお金がかかることですので大変だとも思うんですが、興味ある人たちが沢山いらっしゃるかと思うんで、なるべくそういう方々の意見を少し集めてみて、ひょっとしたらちょっと残さなきゃいけない環境があるならば、かなり変化はしちゃっているんですが、残すべき所は残すというふうな対応をされた方がいいんじゃないかなというふうに思っております。

(福島委員)

私は岩田池公園について伺いたいと思います。例えば岩田池公園の場合は自然を保全して、鳥の観察をしたいというようなコンセプトを持っていらしゃるんですが、人間が安全で鳥の観察が出来るという視点と、鳥が逆に心地よくやってこれる池というのは、ちょっと何処かで対立するところがあるかなという風に考えております。私が子供の頃行った池というのは、あまり手を加えてないで、芦があって水辺にトンボとかがいたんですが、そういう池の方が本当は子供にとっても、私たちにとっても心地よいというか、行って意外性があって、また行きたいなと思うんですよね。芝生が植えてあって、ベンチがあって、いかにもこういう鳥が来ますよというふうに書いていただくと、どうもなにかしっくりいかない、居心地が悪い、人間にとっても心地が悪いというような公園になってしまうと思うんです。だからあまり親切心でお金を掛けなくて、残していくところは残して、そういう公園と言うものを本当は造っていただきたいなというふうに思っています。その辺についてどういうお考えがありますか。

(津市)

私どもといたしましても、当然岩田池をOHPで見させていただいて、50年と12年と見ますと、かなり周辺に住宅地が張り付いていまして、そういうことでかなり周辺の区域については変化をしております。ただこの公園の周囲、区域もそうなんですが、やはり貴重な自然林の樹林地でございます。最大限、私どもの方も樹林地をそのまま残す方向で、当然今芝生広場を言われましたが、芝生広場につきましては私も残念なことに山のエリアで事業を着手するまでに開発により切り取られた状況でございます、それを何とか私ども

が鳥がもう一度場所へ寄れるような植樹を、鳥が好むような木、なりもの等の木を植えまして、それと開発されている所を出来るだけ緑を残すために芝生を張って、そういう形で復元をしていきたいと言うことで、芝生がいいのかどうかということもあるんですが、そういう形で観察を、特に野鳥が来まして、そこら辺を展望施設も作りましてそういった形で人と共生という形の中で、最大限そういう自然を残した形で整備をしていきたいという形で考えているんですが。

(福島委員)

良く思うんですが、人間の悪いところは、人間が全部管理したらいいんじゃないかと錯覚してしまうところが、多分駄目なんじゃないかと思うんですよ。本当は自然が自分で持っている治癒能力もあるだろうし、自生えて来る木もいっぱいあると思うんです。だからそういうものを見せていただくというか、そういう感じで公園とか言うのも造っていただくような感じでもって行ってもらったらいいいと思います。前、かつて河川の時に何かサンショウウオの家を作ると言うことがありましたよね。あれと同じ発想で逆にあまり造り過ぎない、と言う風にお願ひしたいと思います。

(速水委員)

ちょっと、岩田池のところで2点。1点は民地が直接池と接しているところが2カ所あるんですね。折角ですから地図というか、写真でも何でも良いんですが、多分住宅、下に長い住宅開発された分ですね。そこが池と接してる部分が1カ所、それから真ん中辺に一番上の方、特に水辺との間がダイレクトに繋がっているわけです。基本的には民地と。

(津市)

直接水辺には接してないんですが、一応あの区域につきましては芦が生えていてそれを越えて民地になるという形でございます。

(速水委員)

なかなか民地の土地利用をどうしろこうしろというのは、当然難しい話なんですが、なるべくその辺を計画の中でバッファゾーンというんですか、緩衝帯を、これは人為的だと思いますが、人為的に少し用意をして民地がある程度の変化に対して十分対応出来るというふうな形を少し取られるのがいいのかなというふうに、ちょっと見ているとすごくそれが気になったんですね。それともう1点、この池農業用水の池だったと思うんですが、水の出入りというのは、どの辺が水系というか入って、出ていくのかそれをちょっと教えてください。

(津市)

水の入る方は印をしている部分で、ここに大きな水路がございまして、この集水区域はもう少し今の住宅の開発区域でございまして、当然住宅は今現在公共下水道が進んでおりまして、当然公共下水道で汚水进行处理する。雨水が、通常の雨水ですと今の水路がございまして、ちょうど赤い所で埋管になりまして直接埋管で今の園路をずっと北側を行きまして、池へ入らずに直接ポンプ場に流れていくという状況で、大雨で雨が多くなった場合はそのマンホールがオーバーフローして池へ入ると。そういう風な構造になっております。それとこちらの部分について、その民地が接している部分については、ここが丘陵地で池へ向いて下がっておりますので、ここにつきましても将来は公共下水道を今やっているところとございまして、現状といたしましては各浄化槽、側溝へ流してみえて、当然そこから池へ流れて行くというような状況でございまして。

出ていく方は右側に堰堤がございまして、そこに吐き出し口がございまして、そこから受益地へ流れているというような状況でございまして。

(委員)

その50年の時の写真と比べると、随分こちらが埋まってきているというか、水の水位の変化なんでしょうか。その辺があると思うので、水がどうなのかなと言う、そういう意味での質問だったのですが、今後水の供給だとかその辺のはうまくいく予定なんですか。

(津市)

最近特に、この下流の受益地が非常に少なくなってきました、殆ど今はなくなってきたような状況でございます、まだ若干残っているのですが、将来的には灌漑用水はいらなくなるような状況でございます。

(速水委員)

そうするともうこの水は全部自分たちの水で、入ってくる水はここで環境用に使うという

(津市)

そういうことでございます。

(速水委員)

判りました、ありがとうございます。

(大森委員)

私も50年と最近の写真と見比べてびっくりしました。さっきから行政の税金の使い方に文句をつけてたんですが、よくぞこれをお金を出して保存しておいてくださったというように気がいたします。本当に有り難かったなと思います。こう言うことこそ行政がやるべき仕事なのかなというふうにつくづく思いました。航空写真がとってもよく判ります。一つアクセスの方法で質問したいのですが、私も久居に住んでいるものですから、よくあの横を通るのですが、久居から南が丘の方へ曲がっていく道、ちょうどエントランスを造ろうと、今年度工事を予定してみるところの、津のほうから見える方は左折なんですすぐ入れますが、久居の方から津のほうへ向かって行ってあそこを右折しようと思うと、右折車1台あるだけでかなり渋滞するんですよ。道幅も狭いし、そこらへんが今南が丘へ右折される方が増えたんで割と頻繁に、右折車1台のために渋滞する頻度が増えたような印象を受けているんですが、それがさらに公園ができたりして、ちょっと交通渋滞を引き起こす要因になりかねないかなというふうな気がするんですが、その道路とのアクセスとの折り合いというのは何か計画されてますのでしょうか。

(津市)

将来的には、この道路は都市計画道路の計画がございまして、今言われている右折レーンの道路につきましては現在県道になっていて、その上にちょうど近鉄線のガードがございまして、そのガードで幅がきちっと決まっています、なかなか県道の拡幅が出来ないという状況がございまして、確かに右折レーンがございませぬので非常に渋滞している状況でございますので、将来的には都市計画街路でこれを広げて行くという計画はあるのですが、今のところ具体的には道路の拡幅の計画は持っておりませぬ。

(木本委員)

桑名の方から順番にお尋ねするんですが、桑名で1カ所教えていただきたいのは公園でめくった場合は調整地はいらぬんですか。住宅と違って。

(桑名市)

工事中の調整地につきましてはつくっておりますけど、将来的には一応埋めていくということなんです。

(木本委員)

それで、あとはコメントでお答えいただかなくても結構なんですけど、桑名の場合、防災避難もある程度念頭に置かれているということ、津市もそうなんですけど、トイレの工夫を是非、どのぐらいの防災の人を入れて、いわゆるまともに造ると大変ですから仮設をすぐ増設できるとか処理容量を大きくしておくとか、何かいっぺんそのあたりの検討もされておくと良いんじゃないかなと、もし防災避難地として位置づけられるなら。

それから鈴鹿ですが、写真を見せていただいて展望台へ行く道、高齢者用の手すりとか途中で年寄りさんがちょっと腰を掛けるところというのは、配慮もひよっとしたらいのかなと。なにかロープでしたね、上へ上がっていく、自分の事を考えて将来のことが。

それから津市ですが、速水委員が言われたのは水質じゃないかなと思います。特に道路の水が入ってくる、そして合併浄化槽がしばらく入ってくる、集水域が非常に小さくなって、カモの排泄もいっぱいあるということで、恐らく将来水質問題が出て来るんじゃないかなという気がするんですが、その辺もご配慮頂ければありがたいということで。以上です。

(大森委員)

3つ共通でお聞きしたいのですが、公園の計画をやっている方にお話をお聞きすると、今公園を計画する時にベンチを排除する方向にあるという話を、私は何回か聞いたことがあるんです。要するに人が住んじゃうからということで困る。座れるけれども寝られないベンチというのを考えて、四日市の駅前にありますよね、パイプ2本しかないという、腰掛けられるけど寝られないと言う、ああいうことを考えたり、ベンチをなくしたりするというようなことをお聞きしたことがあるんですが、ただ高齢者も勿論そうだし、子供を連れた母親もそうだし、とにかくちょっと腰掛けたいですよ。公園というのは、そこら辺の折り合いというのかどういう方針で、三重県内の公園造られる場合、それぞれの市町村で、どういう方針で考えていらっしゃるのかなというのが一つご質問です。都会なんかの中の公園だと、完全にベンチのまわりは人が住んでます。ですから今から計画される人は本当にベンチ一つ作る時に、住み難くして座りやすくする工夫をしなきゃいけないだろうと思うぐらい沢山の人が住んで見えるんですよ。ちょっと都市公園とはまた違いますけれども、今回出てきた。考えようによっては、とても住み心地の良い良さそうな場所ばかりですので、そこら辺も含めて公園計画をされるときにその当たりのことを基本的にどういう風に考えて計画されているかというあたりを教えてくださいなと思います。

(津市)

ベンチでございますけども、先程も申しましたように高齢化社会でございますので、私はベンチもそうなんですけど、遊具が非常に今まで公園といったら子供の遊ぶ遊具、というのがつきものという形で整備をしてきたのですが、やはり今のこのこれからの高齢者化社会に対する公園の整備となってくると、どうしても少子化でございますので、できるだけ私としては遊具は少なく最低限にしまして、今現在ある遊具も出来たら撤去していきたいというなかで、当然ベンチについても、これは私は無くする方向じゃなくて、出来れば増やしたいなという考え方を持っているんです。ただ、そのベンチの内容でございますけども、やはり現在いろいろバリアフリーの関係でベンチの手すり等も変わって来まして、そういった方向で高齢者向きのベンチは考えていきたいなということと、ホームレスに対する対策というのは非常に大事な事でございます、私どものほうもベンチは特にあれなんですけど、パーゴラという施設がございますんですが、東屋とか、そういうところにホームレスが毎日おるんですが、数は少ないんですが、そういった形が公園のそれがすべてダメだと言う事じゃないんですが、やはりそういうホームレスが住み着きやすいような公園の雰囲気というか、整備、特に植栽関係にあるんじゃないのかなと思うのですが、外から見えない公園造りにしてはいけないと、出来るだけ明るい公園造り、外から防犯でもそうなんですけど、出来るだけ外から見える、中が見られる公園を造るために、植栽について、非常にこれからちょっと考えていく。緑の関係もございまして、当然現在ある木について

は剪定方法としては、やはりいろいろ検討して行かなければいけないということで、答えになったかどうかわかりませんが、そういった公園造りをしていきたいと考えております。以上です。

(桑名市)

桑名市でございますが、今言われた津市さんと基本的には同じでございます。基本的には、町の中の公園とホームレスとかが居着くと言うことになれば、そちらの方向での公園に多いと思いますが、極力外から監視というか見れるような見通しのいい公園造りをしていかなければいけないなど。基本的に、やはりこれから高齢者の方だとか、皆さんに公園を使って頂きたいものですから、座るとかそう言ったことについてはベンチだとか、そういうことについては今後もっと多い方向で行くべきじゃないかなと思っています。その中での工夫というのは、当然必要になるとは思いますけども、それを減らすということは逆の方向じゃないかなと思います。それから今ご説明いたしました運動公園につきましては、これはいろんなジョギング等それから散策等に外周を歩いていただくわけですので、当然途中で疲れたりとかございますので、これも同じ様な形で休憩できるようなスペースを設けていきたいと思っております。

(鈴鹿市)

鈴鹿市でございます。まずベンチのことなんですが、過去にもベンチで寝られる方だとか、最近も自分が行っているのですが、江島スポーツ総合公園の方なんですが、やはり東屋の方で浮浪者の方が寝られているということで、最近どうやということでも聞いたら、今は使っている方と上手く仲良くやっているのということで、仲良く使ってもらっているというか、昼はゲートボールとか色々使ってもらって、夜はその方が寝られていると。比較のおとなしい方かどうか判らないんですが、一時は寝ているから困っていると電話もありましたが、最近聞いたらうまいことやっているということも聞いております。一応基本的には鈴鹿市の場合も、ベンチの数は出来るだけ増やすようにしていますし、今後そういうような話を聞いて、二本足のベンチというか椅子というか聞きましたけど、そういうことは今考えておりませんし、勿論鈴鹿のフラワーパークもございますけども、ベンチもどんどん置いておりますし、先程説明させていただいた海の見える岸岡山緑地についても、基本的には自然をあまり壊さないということで、最小限度のことをやっているのですが、最低限の休憩所とかベンチは設置しております。一応そういう事でございます。

(大森委員)

ありがとうございます。今鈴鹿市さんのお答えを聞いてとっても嬉しかったのは、実はお聞きしたらとてもこれ逆説的なんですが、住み着くぐらい居心地の良いベンチを作ったということで、その公園は成功だと。そこに人が住み着いてしまうということには、社会的ないろんな要因があるんで、その方が困った方が困らない方が、おとなしい方は別にしても、その方の引き起こす問題ということと、公園を造るということの問題はまた別なんだと。だからホームレスが住み着いて、仲良くそこで暮らしているような公園ベンチの配置を考えたら、逆にそれはいい場所にベンチを作ったというふうに思うというぐらいの返事があるかなとおもって実はお聞きしたのですが、今仲良くやっているという話を聞いてなんだか凄くその辺が嬉しくて、異物を排除しようみたいな形の行政をされると、やはり新宿駅の通路から何もかも強制撤去みたいな、勿論理屈は判るんですが、人間のやっている行動というのはそんなにこっちかこっちかというようなことじゃ割り切れないだろうというような印象をどうしても受けてしまうんですよ。特に公園なんかの計画の場合は、それが一番極端に出てくるものじゃないかなと。何の機能があるわけでもない、なんの利益を生むわけでもない、だけれども居心地の良さというものは人間感じますよね。だからそういう計画が、この計画が公園として成功したか失敗だったかというのは、そこに人が居心地良くいてくれるかどうかで決まるような気がするんですよ。ホームレスに仕方なくなっている方も勿論人間な訳で、その方達ほど敏感に居心地の良さという場所をかぎ分け

て住む方はいらっしゃらないと、逆に。というふうに私は思っていたものですから、最後の鈴鹿市さんの答えはとっても嬉しかったです。ありがとうございます。だけど住み着けばいいという話をしている訳じゃなくって、そういう視点でいろんな、もちろん公園なんかの計画は考えて頂きたいなということです。

(速水委員)

ちょっと具体的に桑名市さんにお伺いしたいんですが、一つはプール。これは室内プールを造られると、競技なんかが出来るプールを考えていらっしゃるんですか。

(桑名市)

今のところ一応公認出来るような、プールを。ただ自主的に使っていくのは先程申し上げたように生涯スポーツということで、高齢者の方が日常的にウォーキングだとかそういった形で使って頂けると言うことで、また極力グレードを落とした形で行きたいと思っておりますけども、(25m?)出来たら50mにということで。もう少し詳細についてはこれから検討していきたいと思っております。

(速水委員)

同じく多目的広場ですが、先程ちょっとお話を伺っていると、陸上競技みたいな関係も形からすれば、これは公認かなにか取られるんですか。

(桑名市)

公認はいまのところ取る予定は無いんですが、ただ、スペースだとかそういったものについては、将来スタンドだとかそういったものも備えながらいく可能性もあるものですから。財政状況等、今回のところはそこまで整備をする予定はございませんけども、一応そういったスペースは確保していきたいと。

(速水委員)

トラックの形状としては将来施設さえ良くすれば公認が取れるという前提で造られる。

(桑名市)

はい、そういうことを前提として整備していきたいということです。

(速水委員)

ありがとうございます。具体的な質問はその2点で、あとお願いなんですが、私は森林関係なんで、今木材のことをいろいろやっているんですが、先日も知事が公共工事になるべく木材を使えと、倍にしるとおっしゃったと思うんですが、是非とも公園設備で使って頂けるチャンスがあれば鈴鹿市さんの展望台は木だなと、さっき見せていただいたんですが、違います。疑木ですか。疑木というのは一番屈辱的なんですが、メンテナンス等の問題もあるので皆さん大変ご苦労されると思いますが、疑木から比べればだいたい半額から1/3ぐらいで木が使えるというデータが出ておりますので、三重県知事を含めて一生懸命やっただいていただいているので、是非共そこらへん、悪い物じゃないと思いますので検討していただければと思っております。

(委員長)

鈴鹿市の岸岡山の展望台の写真がありますが、これはバリアフリー化で車椅子ぐらいはある程度は中腹ぐらいの所までは登れるようにして、後はこう言うような写真のような形状にするんですか？ある程度バリアフリー化も考えておられる？

(鈴鹿市)

一応図面の5ページ見ていただきたいと思うんですが、下の駐車場のほうから主園路が

ございまして、ここはちょっと勾配がきつい所で13.5%の勾配がございまして。後の野外学習広場、ここは平面になっているんですが、それとあと主園路については勾配8%でなんとかいけると。しかし先程質問がございました展望台の方については、そこまでのスロープとかがございませぬので、この公園の趣旨があくまで、もちろん誰でも使えるようにならないといけないんですが、できるだけ自然を壊さないという事がございまして、なかなかスロープでも大分作ろうとおもうと急になってくるし、階段式というのか葛折りできる方法はあると思いますが、そうすると貴重な自然がまた壊れるということで辛抱していただいて、野外学習広場と主園路、今後開発予定の水辺の広場ぐらいであとはなんとかいい方法を考えて頂く。この目的が自然を壊してもいいのだったらもっとスロープを付けていけるんですが、そういう不都合なところも出てくるんですが、出来る限りは高齢者のかた、または車椅子のかたも行けるようにしたいと考えておりますし、またいい方法があれば教えていただきたいと思っております。

(委員長)

この点について、前に大森委員がそこらのところについて言われた事がありまして、僕は非常にその点大事にしなきゃいけないところかなと、難しいけれども思っております。この岸岡山緑地の場合は出来るだけ自然を残すという事と、バリアフリー化という事を折り合いをつけるところについては是非いいモデルになって欲しいと言うことを思ったものですから。随分傾斜が急だなという感じだから、もう急な傾斜のところならばバリアフリー化のところは出来るだけ減らしていくという、そして自然を残して、どうも坂のところ、非常に簡単な柵ですよ、あまりにも人工的な物の柵なんかは付けずに残すというコンセプトを、ゾーンが中腹より上の所はそういうコンセプトで整備していただくといいんじゃないかなと思ったものですから。

(福島委員)

私も鈴鹿に住んでおりましてここへ登ったことがあるんですが、私は結構体力ありますが、登りますと結構息が切れるという感じです。かなり傾斜がきついんです。やっぱり公園も先生がおっしゃったように住み分けというのか、高齢者用のなだらかな公園もあるし、子供が登って行って息が弾んで楽しかったとかいうふうな公園もあってもいいもんです。この岸岡のほうはそちらのほうで頑張ってもらったらいかなというふうに思っております。

(鈴鹿市)

ちょっとですね先程の野外学習広場のところですが、ここには当然のことですが12年度でトイレを作っておりますが、当然車椅子対応、多目的トイレをつけておりますので、ここまではそういう風に使えるようにしております。

(委員長)

それじゃ他に質問、ご意見、よろしいですね。じゃあ随分時間も済みましたものですから、本日はこれまでというふうにさせていただきたいと思っております。従って次回は9月10日だと聞いてますが、その時にこの事業につきましての審議、答申というふうにさせていただきます。それじゃまた、今日質問など出ました事につきましては、一つご説明の準備をよろしくお願いしたいと思います。それでは本日の議事次第は、

(速水委員)

さっきの公社で購入された価格で先程いわれた条件で、市が買い戻されているんですが、買い取り価格と実際の地価の差額みたいなものを、やっぱり公益のものですから、文句をつけているんじゃないかと、どのくらいあるかというのを出示していただきたい。チェックをするつもりはないんですが、公社は公社ですし、市は市ですので。

(委員長)

そこらのところ非常に市が財政負担、色々せざるを得ないというところが随分最近出てきておりますから(それぞれ聞かしていただきたい)それじゃ恐れ入りますが、今最後に速水委員が付け加えられた点のご準備をお願いしたいと思います。それじゃ本日の議事次第は以上とさせていただきます。それじゃ後その他が事務局から連絡あるうかと思しますので、事務局お願いします。

(公共事業推進課)

どうも休みもなく、長時間のご審議ありがとうございました。次回は9月10日月曜日でございますが、第4回といたしましてプラザ洞津で開催を予定しております。前半は今日説明した事業についての審議、答申をとという事で、その後農業・農村整備事業ですが、かんがい排水等の3地区について説明する予定としておりますのでよろしく申し上げます。詳細につきましては別途ご案内を差し上げますので、よろしく申し上げます。

(委員長)

本日の審議はこれまでとさせていただきます。長時間ありがとうございました。ごくろうさまでした。

(事務局)

本日はどうもありがとうございました。

以上